令和 2 年度版

いわき市中小企業・小規模企業支援ハンドブック

いわき市内の中小企業・小規模企業の方や、市内で創業される方、
市内に立地される方などの参考となる支援策をまとめたハンドブックです。
さまざまな場面でお役立てください。

いわき市中小企業・小規模企業振興会議

はじめに

このハンドブックでは、国・県・市やさまざまな機関等の、中小企業や小規模企業に対する主な支援策を紹介していますが、関係する組織について、ホームページのアドレスを末尾に一括して掲載していますので参考にしてください。

その中でも、**「ミラサポ」（https://www.mirasapo.jp/）は、中小企業庁のサイトで、同庁からのお知らせや、メールマガジン登録によるタイムリーな情報取得、テーマ別の施策情報が掲載されているなど、総合情報サイト**となっておりますので、本ハンドブックと合わせて、ぜひご活用ください。

（※本冊子において、全ての制度を掲載しているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。また、本冊子に掲載しているURLは、作成者側の都合等で、変更や削除により、リンクが切れている場合もございますので、あらかじめご了承ください。）

★ ミラサポについて

○ 国等の施策を、条件、キーワードなどを指定して検索可能！

○ イベントやセミナー情報も確認可能！

○ 創業・起業、人材・採用、海外展開など、テーマ別に内容を確認することが可能！

○ メールマガジン登録により、補助金や経営に役立つ情報などをいち早く確認することが可能！

2019年度から、施策マップは中小企業基盤整備機構の「J-Net21」の支援情報ヘッドラインに一本化されました。

さまざまなテーマ別メニューから、情報を取得することもできます。

★ 国･県における支援施策紹介資料について

このハンドブックのほか、国・県等により中小企業等支援のためのさまざまな資料が公開されており、このページでは、該当するホームページ等を紹介していますので、参考にしてください。

資 料

■ **中小企業庁（施策利用ガイドブック、中小企業・小規模企業白書など）**
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/index.html

■ **福島県（中小企業向け支援ガイドブック）**
県内で震災・原子力災害等からの復旧・復興をめざす県内企業の支援策等をとりまとめています。
https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/tyuusyoukigyousiensaku.html

★ いわき市中小企業･小規模企業振興条例

この条例は、市、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関などの関係機関が連携を図りながら、中小企業、小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「いわき市中小企業・小規模企業振興条例」を制定し、平成 28 年 4 月に施行されました。この条例の内容について、概要を説明します。

基本理念

中小企業等の振興について、次の４つの基本理念を掲げています。

- ○ 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力の下に推進する
- ○ 市、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民の連携及び協力により推進する
- ○ 国及び県との連携を図りながら推進する
- ○ 東日本大震災の影響による被害を克服するための不断の取組みにより推進する

責務と役割

中小企業等の振興に関わる各組織について、それぞれの責務と役割を記載しています。

市
【責務】中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に実施

中小企業団体
【役割】経営基盤の強化、経営の革新及び人財の育成のための支援

市民
【協力】
○中小企業・小規模企業に対する理解
○市内で生産される製品及び提供されるサービスの利用

中小企業･小規模企業
【努力】
○経営基盤の強化、経営革新、就業機会の増大
○子育て及び介護支援等に配慮した仕事と生活の調和に関する取組み、就労しやすい環境の整備、地域社会への貢献、勤労及び職業に対する意識啓発への協力

大企業
【役割】
○中小企業・小規模企業の育成及び支援
○市内で生産される製品及び提供されるサービスの利用

金融機関
【役割】
経営改善の支援

教育機関
【役割】
○次世代を担う学生等の育成
○企業が行う新技術及び新商品の開発等への協力

推進体制

本市では、「中小企業・小規模企業振興会議」の設置を位置付けており、各団体が、中小企業・小規模企業の振興に向けて実施している取組みを共有し、振興に向けた課題等を出し合いながら、さまざまな意見交換を行い、市と各団体が一丸となって、中小企業・小規模企業の振興に取組んでいます。

目　次

- はじめに
  支援ハンドブック（この冊子）、ミラサポ、国・県の支援施策紹介関連資料、いわき市中小企業・小規模企業振興条例についてご紹介しています。
- 中小企業等のための主な支援事業 …1

事業の区分		支援事業　★‥今年度新たに掲載した施策	支援区分（下に説明あり）					頁
			補	金	専	官	他	
創業及び事業転換等の促進	起業・創業	創業者支援セミナー等の実施			○		○	1
		インキュベートルーム			○		○	2
		女性・若者向け創業補助金【県補助】	○		○			3
		地域課題解決型企業支援事業補助金【県補助】	○		○			3
		（小規模事業者持続化補助金【国補助】）	○					19
		融資制度（創業、新産業事業化など）【金融機関】		○				4
		ファンド、クラウドファンディング【金融機関、事業者】		○	○			4
		浜魂（ハマコン）【支援機関（創業気運醸成イベント）】			○		○	5
		ふくしま復興塾【支援機関】			○		○	5
		ビジネスプランコンテスト【支援機関】			○		○	5
		コワーキングスペースの貸出し【支援機関】					○	6
	第二創業・事業転換	事業承継セミナーの実施【いわき商工会議所、いわき地区商工会広域連携協議会、金融機関】					○	6
		事業承継に関する窓口の設置　【県事業引き継ぎ支援センター、いわき商工会議所、いわき地区商工会広域連携協議会】			○			6
		いわき事業承継支援センター【いわき商工会議所】			○		○	6
		事業承継補助金【国補助】	○					7
		（小規模事業者持続化補助金【国補助】）	○					19
事業活動の拡大と経営基盤等の強化	技術・商品開発	産業イノベーション創出支援事業	○		○			11
		新産業創出支援事業	○		○		○	11
		特許相談・アドバイザー派遣			○			12
		ふるさと産品育成事業補助金	○					12
		ふくしま産業応援ファンド事業【県補助】	○					13
		特許等調査・出願経費等助成事業【県補助】	○					13
		戦略的知的財産一貫支援事業【県制度】			○			14
		地域復興実用化開発等促進事業費補助金【県補助】	○					14
		再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業【県補助】	○					15
		産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助金【県補助】	○					15
		海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発補助金【県補助】	○					16
		最先端研究施設の貸出しと相談受付【産業技術総合研究所】			○		○	16
		戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）【国補助】	○		○			17
		ロボット関連産業基盤強化事業費補助金【県補助】	○					17
		企業連携型医療機器開発・事業費補助金【県補助】	○					18
	販路開拓等	小規模事業者持続化補助金【国補助】	○	○	○	○	○	19
		ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業【県補助】	○		○			20
		展示会・見本市出展支援	○					20
		商談会等マッチング支援実施【いわき商工会議所、金融機関ほか】						21

事業の区分		支援事業	支援区分(下に説明あり)					頁
			補	金	専	官	他	
		チャレンジふくしま中小企業等上場支援事業【県補助】	○					21
		海外商談・販路促進活動支援助成【県補助】	○					21
		ビジネス創出支援事業 （ヘルスケア・介護福祉機器開発支援事業【県補助】★	○					22
		航空宇宙関連産業集積推進補助金【県補助】	○					22
		いわき市小規模修繕契約希望登録制度				○		23
		小名浜港コンテナ利用促進助成事業 【福島県小名浜港利用促進協議会補助】	○					23
		TPP 販路拡大支援事業補助金【県補助】	○					24
		工業製品や加工食品の放射線測定【県・市】					○	24
		中小企業支援に係る経営相談窓口 【県、いわき商工会議所、いわき地区商工会広域連携協議会等】			○			25
	商業・商店街の活性化	いわき市商工業活性化事業補助【市補助】	○					26
		いわき市商店街街路灯維持補修事業【市補助】	○					26
	設備投資・立地	いわき市津波被災地域企業等立地支援奨励金【市補助】	○					27
		いわき市工場等立地奨励金【市補助】	○					27
		いわき市本社機能移転等事業者奨励金【市補助】	○					28
		中小企業等復旧・復興支援事業補助金【県補助】	○					28
		工業系未利用地・空き工場等物件の情報発信					○	29
		福島県産ロボット導入支援助成金【県補助】	○					29
		機械設備類の貸与制度【公益社団法人福島産業振興センター】	○		○			30
		ICT オフィス立地促進事業費補助金【県補助】	○					30
		中小企業等グループ施設等復旧整備補助【県補助】	○					31
		復興特区支援利子補給金【国制度】	○					31
		ふくしま産業復興投資促進特区制度【国制度】		○				32
		サンシャイン観光推進特区制度【国制度】		○				32
		津波被災地復興商業特区制度【国制度】		○				33
		IT 導入補助金～通常枠～【国補助】	○		○			33
	資金調達	融資制度（運転資金・設備投資）【金融機関】		○				34
		融資制度（不況、倒産関連対策）【金融機関】		○				34
		融資制度（無担保無保証）【金融機関】		○				35
		融資制度（東日本大震災被災企業支援）【県産業振興センター】		○				35
		中小企業等の二重債務に関する相談窓口 【県産業振興相談センター、東日本大震災事業者再生支援機構】			○			35
人財の確保と育成	人財確保	就職面接会、合同企業説明会、地元企業見学会の開催【市】					○	37
		就職応援サイトによる就職関連情報の発信【市サイト】					○	37
		未来につなぐ人材応援奨学金返還支援事業【市補助】	○					38
		ふくしま産業復興雇用支援助成金【県補助】★	○					38
		特定求職者雇用開発助成金【ハローワーク】★	○					39

事業の区分		支援事業	支援区分(下に説明あり)					頁
			補	金	専	官	他	
人財の確保と育成	人財確保	わくわく地方生活実現政策パッケージ「福島県移住支援事業」【国・県・市】★	○					40
		福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金★	○					41
	人財育成	キャリアアップ助成金【ハローワーク】	○					39
		ふくしま中小企業等人材育成支援事業【県補助】					○	42
		経営者に対するセミナー等の実施【いわき商工会議所・金融機関】					○	42
		いわきものづくり塾の開催【市、いわき商工会議所】					○	42
		技能・技術養成訓練の実施【職業訓練校、いわきコンピュータ・カレッジ、県テクノアカデミー】					○	43
		職業能力開発セミナーの実施【ポリテクセンターいわき】					○	43
		ものづくりマイスター・IT マスターの派遣【県職業能力開発協会】			○			43
	福利厚生・就業環境改善の支援	中小企業における福利厚生の支援【市制度】					○	44
		いわき市女性活躍推進企業認証制度【市制度】		○			○	45
		職場環境づくりや働き方改革に対する支援【県補助】	○					45
		企業内子育て支援施設整備事業費補助金【県補助】	○					46
		職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進等への助成【国補助等】		○			○	46
		若者の採用・育成等への支援【国制度】					○	47
		建設業等に対する支援【国、ハローワーク】	○					47
新型コロナウイルス感染症関係施策 ★		持続化給付金【国補助】	○					49
		IT 導入補助金―特別枠―【国補助】	○					49
		持続化補助金【国補助】	○					50
		新型コロナウイルス対策特別資金【県融資】		○				51
		小規模企業者経営改善資金(マル経融資)【商工団体、金融機関】		○				52
		いわき市新型コロナウイルス対策特別資金【市補助】	○					52
		雇用調整助成金【国補助】	○					53
		家賃支援給付金【国補助】	○					53
		市税等における徴収猶予の特例制度【市制度】		○				54
		市税等における猶予制度【市制度】		○				54

支援区分：補 補助金、助成金等　金 金融・税制支援　専 専門家による支援　官 官公需支援　他 その他セミナー等

○ いわき産業創造館(LATOV 6階)の紹介 …… 55
○ 支援機関について …… 57

このハンドブックのデータをダウンロードできます。

いわき市ホームページから「中小企業 ハンドブック」で検索！

中小企業 ハンドブック　検索

創業及び
事業転換等の促進

創業者支援について

創業に関心を持つ段階から、実際に事業を開始する段階までの、各ステップに応じて、地域のさまざまな機関、関係団体等が協働で支援体制を構築しています。

STEP1　事業計画の作成

創業の相談（p 55）、創業支援セミナーの受講（p１）
インキュベートルーム（p２）、産業創造館の活用（p 55）
浜魂（p５）、福島復興塾（p５）
ビジネスプランコンテスト（p５）、コワーキングスペースの活用（p６）など

STEP2　資金の確保

創業支援に係る各種補助金（p３）、創業関連融資（p４）
ファンド・クラウディング（p４）

STEP3　創業に向けた作業、手続き

創業者支援セミナー等の実施

事業化の手法や起業家の支援などをテーマとした地域内外の実績を有する支援機関の専門家や先進起業家による講演会・セミナーを実施します。

テーマ例：経営・事業計画、財務・会計、人材・マネジメント・販路開拓　など

★　実施支援組織（この他にも実施している場合があります）

〇いわき産学館ネットワーク協会　〇いわき商工会議所
〇いわき地区商工会広域連携協議会　〇福島銀行　〇いわき信用金庫

※創業支援以外のセミナー等についても、実施状況について取りまとめていますので、まとめて確認することができます。

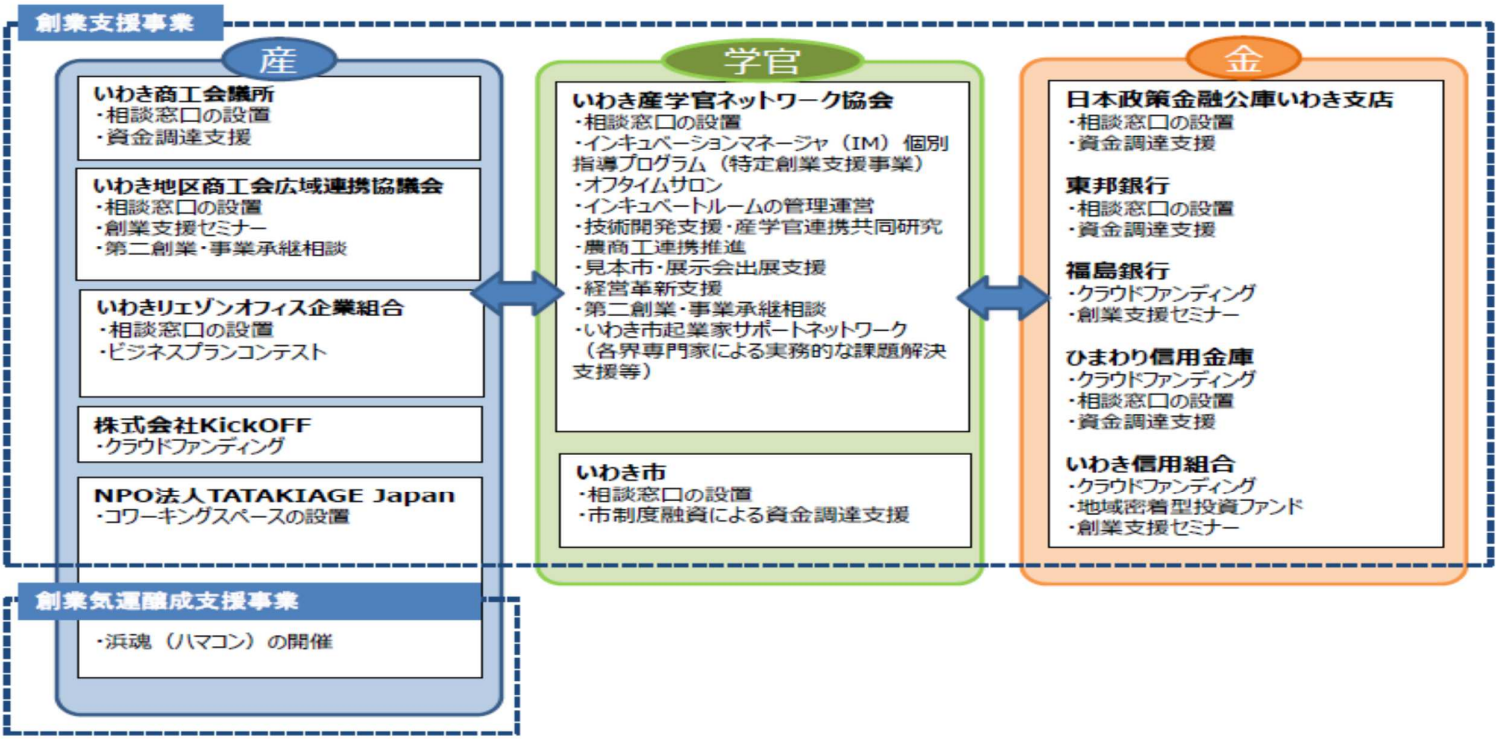

インキュベートルーム（ラトブ6階）

新たに事業を始めようとする方や、新しい事業展開を考えている方を公募・選定し、仕事に利用可能な部屋を廉価な料金で貸出ます（専門の支援人材であるインキュベーションマネージャーを中心に一貫した事業化支援、相談・アドバイス等を実施しています。）。

	室数	使用料（1円単位切り上げ）	面積
ポストインキュベートルーム	4室	23,220円～32.320円	18.43㎡～25.57㎡
メインインキュベートルーム	7室	13,920円～27,110円	11.05㎡～21.52㎡

※消費増税に伴い、令和元年10月1日より改定。

空室・募集状況など、詳しくはホームページをご確認ください。

いわき産業創造館HP：http://iwaki-sansoukan.com/incubate.html

★　**お問い合わせ先**

公益財団法人いわき産学館ネットワーク協会事務局
☎　0246-21-7570　　0246-21-7571　　✉　iwaki- sangakukan@bz01.plala.or.jp

女性・若者向け創業補助金（起業家チャレンジ応援事業）【県補助】

○　**対象**

　県内に在住、または所定の期間までに福島県内に移住する女性または若者が新たに創業する事業。
【次の①～③の要件をすべて満たす事業であること】

①　新たなビジネスプランの開発や独創的な事業展開を行うことで、需要や雇用を創出する事業
②　補助金の交付完了後も持続的に事業を営むことが可能であり、地域経済の活性化に資する事業
③　所定の期間内に応募者本人が中小企業、特定非営利活動法人、その他の法人の設立又は個人開業を行い、自ら主体となって営む事業

○　**補助対象経費**

　人件費、通信運搬費、使用料及び賃借料、物品購入費、修繕費、旅費、交通費など

○　**補助上限**

　100万円

○　**補助率**

　補助対象経費の2/3以内

○　**その他**

　「起業家サポーター」による伴走支援（サポーターによる月１回程度の訪問支援）を実施

詳しくは福島県産業振興センターHPをご確認ください。

創業補助金HP：
https://www.utsukushima.net/support/establish/assistance.html

★　**お問い合わせ先**

公益社団法人福島県産業振興センター　経営支援課
☎　024-525-4035　　📠　024-525-4036　✉　sien@f-open.or.jp

地域課題解決型企業支援補助金

○　**対象者**

　県内に在住、または所定の期間までに移住する社会的起業家であって、県内で新たに創業する事業。
【次の①～④の要件をすべて満たす事業であること】

①　次の事業分野であること
　・地域活性化関連事業　・まちづくの推進事業　・過疎地域等活性化関連事業
　・買物弱者支援事業　・地域交通支援事業　・社会教育関連事業　・子育て支援事業
　・環境関連事業　・社会福祉関連事業　など
②　地域社会が抱える課題解決に資し、当該地域において必要性が認められる事業の展開を行うことで、需要や雇用を創出する事業
③　補助金の交付完了後も持続的に事業を営むことが可能であり、地域経済の活性化に資する事業
④　所定の期間内に応募者本人が中小企業、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、その他の法人の設立又は個人開業を行い、自ら主体となって営む事業

○　**補助対象経費**

　人件費、通信運搬費、使用料及び賃借料、物品購入費、修繕費、旅費、交通費など

○　**補助上限**

　200万円

○　**補助率**

　補助対象経費の1/2以内

詳しくは福島県産業振興センターHPをご確認ください。

創業補助金HP：https://www.utsukushima.net/support/establish/assistance.html

★　**お問い合わせ先**

公益社団法人福島県産業振興センター　経営支援課
☎　024-525-4035　　📠　024-525-4036　✉　sien@f-open.or.jp

融資制度（創業、新産業事業化など）【金融機関】

【創業者支援融資（創業・開業を考えている方）】

○　**対象者**
　市内で新たに事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年未満の方

○　**資金使途**
　運転資金・設備資金

○　**限度額・期間**
　2,000万円・10年以内

○　**保証人**
　必要に応じて求める

○　**融資金利**
　年2.65%以内（保証協会付の場合　年2.45%以内）

○　**保証料**
　年0.45%～1.9%までの9区分（保証割合80%。市が全額補助）

【新産業時事業化支援融資（つなぎ融資）】

○　**対象者**
　市内で同一事業を１年以上継続して営み、市税を完納している中小企業等で、国・県・市等の補助金等の交付が決定した方

○　**資金使途**
　運転資金・設備投資

○　**限度額・期間**
　1,000万円（ただし、補助金等交付額が上限）・1年以内

○　**保証人**
　必要に応じて求める

○　**融資金利**
　年2.4%以内

★　お問い合わせ先（上記の市制度融資のほか、県の制度や金融機関独自の融資もあります。）

みずほ銀行、秋田銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、
ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合

※上記の金融機関のほか、日本政策金融金庫も創業関連の独自融資をおこなっています。

ファンド・クラウドファンディング【金融機関、事業者】

○　**内容**
　金融機関や事業者による、市内の中小企業者向けのファンドやクラウドファンディングがあります。

★　支援実施組織の例

- 福島銀行　「チャレンジスター」（クラウドファンディング）
- ひまわり信用金庫　「Readyfor」（クラウドファンディング）
- いわき信用組合　「FAVVO磐城国」（クラウドファンディング）
　「磐城国地域復興ファンド」（ファンド）
- ㈱キックオフ　「KickOFF」（クラウドファンディング）

★お問い合わせ先

市内の各金融機関店舗
　みずほ銀行、秋田銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、
　ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合

㈱キックオフ　☎　0246-88-7575　✉　info@kickoffjapan.com

浜魂（ハマコン）【支援機関】

○　内容

　登壇者が思い思いのプレゼンを実施し、聴取者が気になった登壇者のもとに集い、テーマに沿ってアイデアを出し合います。
　浜魂を通じて、登壇者は次のアクションのためのアイデアや仲間を見つけることができ、プロジェクトが進めることができます。
（開催日等はHP等でご確認ください。）

詳しい内容についてはホームページをご確認ください。
浜魂HP　http://hamacom.jp/

★　お問い合わせ先

NPO法人　TATAKIAGE Japan　☎　0246-38-6586　✉　info@tatakiage.jp

ふくしま復興塾【支援機関】

○　内容

　県内や浜通りで活躍する社会起業家やイントラプレナーを目指す方を対象としたリーダー育成プログラムです。

・　事業や政策を立案するためのセミナー実施
・　浜通りのフィールドワークを実施（他地域の地域づくりも見ながら震災後に何が起こったかを実際に訪れて学ぶ）

詳しい内容については、こちらをご覧ください。
ふくしま復興塾HP　http://fukushima-fj.com/

★　お問い合わせ先

一般社団法人ふくしまチャレンジはじめっぺ
☎　024-905-1275　✉　fukkoujuku@fukushima-challenge.org

ビジネスプランコンテスト【支援機関】

○　内容

　農林水産業、観光、環境、IT（ICT）、ものづくり、サービス業のビジネス、ソーシャルビジネスについてのビジネスプランコンテストです。

・　ビジネスプラン部門、ビジネスアイデア部門、第二創業部門に分けて、アイデアを募集
・　募集期間内にブラッシュアップ支援を受け募集することも可能
・　公開で審査を実施（賞状、商品、賞金等あり）

詳しい内容については、こちらをご覧ください。
HP　http://www.ibpc.jp/

★　お問い合わせ先

いわきリエゾンオフィス企業組合
☎　0246-35-1430　✉　info@iwaki-liaison.co.jp

コワーキングスペースの貸出し【支援機関】

○　内容

地域プレーヤーの発掘や育成を支援するため、創業意欲のある方が仕事をする場所（夜明け市場内２階）を貸出しています。

コワーキングエリア：会員は24時間利用可能。

【設備】※サービスプランによっては利用できないものもあります。
・ロッカー　・ミーティングスペース（予約制）　・インターネット無線LAN　・冷蔵庫
・電子レンジ　・ウォーターサーバー　・プリンター／コピー機　・FAX　など

詳しい内容については、こちらをご確認ください。
TATAKIAGE Japan HP　https://tatakiage.jp/

★　お問い合わせ先

NPO法人　TATAKIAGE Japan　☎　0246-38-6586　✉　info@tatakiage.jp

事業承継セミナーの実施【いわき商工会議所、いわき地区商工会広域連携協議会、金融機関】

○　内容

事業承継の考え方・方法などを理解し、承継を進める上で参考となるセミナー等を実施。

★　実施支援組織例

○いわき商工会議所　○いわき地区商工会広域連携協議会
○いわきリエゾンオフィス企業連合

事業承継に関する窓口の設置

○　内容

中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する窓口があります。
・　福島県事業引き継ぎ支援センター
・　いわき商工会議所
・　いわき地区商工会広域連携協議会　など

いわき事業承継支援センター【いわき商工会議所】

○　内容

地域経済を支える企業経営者に対し、事業承継対策の重要性を理解していただくための金融機関・専門家支援機関との連携によるワンストップ窓口があります。
・　個別支援事業（現状把握、専門家派遣）
・　意見交換、勉強会の実施（専門家・金融機関）
・　事業承継事業のPR（早期着手意識づくりのパンフレットなど）

★　お問い合わせ先

いわき商工会議所　☎　0246-25-9151　FAX　0246-25-9155

事業承継補助金【国補助】

○　内 容

経営者の交代後に経営革新等を行う場合（Ⅰ型）や、事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合（Ⅱ型）に、必要な経費を補助。

▶　**令和元年度補正について**

令和元年度より下記の通り制度が変更となりました。

①　政府が発行する「GビズIDプライム」のアカウントの取得が必須となります。
②　補助上限額が変更となります。
③　補助率2/3の要件が変更となります。

○　**補助対象者（下記の要件すべてを満たす者）**

- 日本国内に拠点もしくは居住地を置き、日本国内で事業を営む者（個人事業種を含む）
- 地域経済に貢献している中小企業者等
- 補助対象者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと
- 法令順守上の問題を抱えている中小企業者等でないこと
- 経済産業省から補助金指定停止措置又は指名停止措置が講じられていない中小企業者等
- 補助対象事業に係る全ての情報について、事務局から国に報告された後、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意すること
- 事務局が求める補助事業に係るアンケート等に協力できること

○　**補助対象経費**

- 事業費：人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料費、外注費、委託費
- 廃業費：廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費、移転・移設費用

【Ⅰ型：後継者承継支援型】

○　**対象事業承継者**

- 経営者の交代を契機として、経営革新等に取り組む、又は事業転換に挑戦する者
- 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援等事業者により特定創業支援等事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者
- 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業を行う者

	原則枠	ベンチャー型事業承継枠又は生産性向上枠
補助率	1/2以内	2/3以内
補助上限額	225万円	300万円
上乗せ額	225万円	300万円
最大額	450万円	600万円

【Ⅱ型：事業再編・事業統合支援型】

○　**対象事業承継者**

- 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む、又は事業転換に挑戦する者
- 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援等事業者により特定創業支援等事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者
- 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業を行う者

	原則枠	ベンチャー型事業承継枠又は生産性向上枠
補助率	1/2以内	2/3以内
補助上限額	450万円	600万円
上乗せ額	450万円	600万円
最大額	900万円	1,200万円

○　補助率２/３以内の要件

【ベンチャー型事業承継枠の補助率２/３以内】

- 新製品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、もしくは事業転換による新分野への進出を行う計画であること
- 事務局委が定める機関において従業員数を一定以上増加させる計画であること
- 補助事業実施期間内において補助事業に直接従事する従業員を1名以上雇い入れた事実が確認できること

【生産性向上枠の補助率２/３以内】

- 承継者が2017年4月1日以降から交付申請日までの間に本補助事業において申請を行う事業と同一の内容で「先端設備等導入計画」又は「経営革新計画」いずれかの認定を受けていること。

○　GビズIDについて

GビズIDプライムをお持ちでない方は、同マニュアル・様式等のダウンロードページにある「gBizID　クイックマニュアルgBizIDプライム編」をご覧ください。なお、申請・発行には２～３週間が必要となりますのでご注意ください。

gBizIDホームページ　https://gbiz-id.go.jp/

関連ホームページをご覧いただくと、詳細要件の確認、申請のフローチャート、新制度の変更点などを詳しく知ることができます。

事業承継補助金事務局HP　https://www.shokei-hojo.jp
事業承継補助金公募要領
https://www.shokei-hojo.jp/docs/pdf/r1_application_guidelines.pdf
中小企業庁HP　https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/index.htm

★　お問い合わせ先

事業承継補助金事務局　☎　03-6264-3031

事業活動の拡大と
経営基盤等の強化

産業イノベーション創出支援事業

○　**内容**

⑴　資金面の支援

対象となる経費に対し1件あたり250万円を上限とし、10分の10を助成。

⑵　助成制度の活用支援

プロジェクトマネージャーが高等教育機関や公設試験研究機関、他の産業支援機関等のネットワークも活用しながら、目標達成のためのきめ細やかなアドバイス、国等の支援制度への橋渡しなどに向けた助言・指導を実施。

○　**対象となる方**

本市に住所を有し、事業を実施しようとする事業者（個人事業者を含む）や市民団体、高等教育機関、又はこれらが連携した団体組織より公募・選定。

詳細はホームページで確認することができます。
いわき産学館ネットワーク協会HP　http://iwaki-sangakukan.com/

★　**お問い合わせ先**

公益社団法人いわき産学館ネットワーク協会事務局
☎　0246-21-7570　　📠　0246-21-7571　　✉　iwaki-sangakukan@bz01.plala.or.jp

新産業創出支援事業

○　**内容**

本市が成長産業と考える「再生可能エネルギー」「医療福祉」「廃炉・ロボット」「蓄電池」をはじめ、地域課題を解決できるような、新産業に向けたセミナーや研究活動を行うグループへの経費補助などの支援を実施。

■　**セミナー**

「再生可能エネルギー」「医療福祉」「廃炉・ロボット」「蓄電池」関連産業等について、各種セミナーや県学会等を実施（専門家による講演会、各種関連施設県学会など）。

■　**研究グループへの補助**

産学連携又は産産連携により、成長産業分野に関する調査や参入手法検討のための勉強会などの活動に係る経費の一部を補助。

★　**お問い合わせ先**

いわき市　産業創出課
☎　0246-22-1194　　📠　0246-22-1198　　✉　sangyosoushutsu@city.iwaki.lg.jp

特許相談・アドバイザー派遣

○　**内容**

特許取得に関する相談会や相談窓口開設による支援、様々な経営課題を解決するための専門家によるアドバイザーを派遣。

■　**専門家アドバイザーの派遣と相談受付（奇数月実施、１回２～３件程度、13時～17時）**

特許・実用新案等の出願準備に関する支援、商標・意匠等に関する支援、海外展開に関する支援、その他、知財に関する相談（補助金、技術支援、試作支援等）に関しての相談など、直接企業を訪問し、知的財産に関する相談を受け付けます。

■　**専門家による相談会の実施**

⑴　特許に関する相談会（毎月実施、45分/回、13時～、14時～、15時～）
　弁理士による、特許・実用新案・意匠・商標に関する窓口での相談受付を行っています。

⑵　特許等に関する法務等の相談会（３か月に１回、45分/回、９時～、10時～、10時～）
　弁護士による、特許・実用新案・意匠・商標に関する窓口での相談受付を行っています。

申込方法等の詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。
いわき産学館ネットワーク協会HP　http://iwaki-sangakukan.com/

★　**お問い合わせ先**

公益社団法人いわき産学館ネットワーク協会事務局
☎　0246-21-7570　　0246-21-7571　　✉　iwaki-sangakukan@bz01.plala.or.jp

ふるさと産品育成事業補助金

○　**内容**

地域における資材、技能等その特性を生かして生産・加工された、ふるさと産品の育成を図り、地域経済の活性化を進めることを目的として、ふるさと産品の育成に係る事業に対し、補助金を交付。

○　**対象となる方**

市内でふるさと産品を生産又は加工する業者で構成され、構成員名簿や団体規約、収支予算等が明らかになっている団体が対象です。

※　物産展等への出店の促進や新製品研究及び開発、かつ本市産の原材料の調達率向上を図る取組みなど、上記団体以外の生産者又は加工業者による申請も可能なものがあります。

詳細内容については、下記にお問い合わせください。

★　**お問い合わせ先**

いわき市　観光事業課
☎　0246-22-7477　　0246-22-7581　　✉　kankojigyo@city.iwaki.lg.jp

ふくしま産業応援ファンド事業【県補助】

○　**内容**

新製品・新技術及びその構想について、市場調査、事業可能性調査及び開発に必要となる経費の一部を助成。

○　**対象となる方**

⑴県内に事業所を有する中小企業者、NPO法人等
⑵助成期間内に県内において創業する者
⑶上記の者から構成されるグループ

○　**対象事業**

事業区分	助成率	助成限度額	
事業可能性等調査事業	1/2以内	100万円	交付決定の日から当該年度の1月末日まで
技術開発事業		300万円	
販路開拓事業		100万円	同上3月下旬まで

詳細内容については、ホームページをご確認ください。

ふくしま産業応援ファンド事業HP　http://fukushima-techno.com/post4/

★　**お問い合わせ先**

公益財団法人　福島産業振興センター　☎　024-959-1929

特許等調査・出願経費助成事業【県補助】

○　**内容**

特許等の調査費用に加え、出願に関する代理人費用の一部を助成。

○　**対象となる方**

県内に本社、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業者又はそのグループ

○　**支援内容**

事業区分	1企業当たりの助成限度額	助成率	助成対象事業期間
調査に係る経費	25万円	1/2	交付決定の日から当該年度の2月末日まで
出願に係る経費	15万円		

詳細内容については、ホームページをご確認ください。

特許等調査・出願経費等助成事業HP　http://fukushima-techno.com/post/

★　**お問い合わせ先**

公益財団法人　福島産業振興センター　☎　024-959-1929

戦略的知的財産一貫支援事業【県制度】

○　**内容**

保有する技術の活用または新たな開発を検討している中小企業者に対して、県が委託する弁理士事務所が知的財産のエキスパートとして参画し、開発方針に基づき、開発構想、開発、事業化の各段階における課題と解決策の提示、権利化、ライセンス契約などの活用面を含めた知的財産戦略を支援。

○　**対象となる方**

県内に本社、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業者

詳細内容については、ホームページ等でご確認ください。

福島県　産業創出課HP　http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/

★　**お問い合わせ先**

福島県　産業創出課　☎　024-521-7283

地域復興実用化開発等促進事業費補助金
～浜通り地域における研究開発、実証の経費助成～【県補助】

○　**内容**

イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等及び地元企業等との連携による実用化開発等の促進を目的とする、研究開発や実証等の経費に対する助成。

○　**対象となる方**

イノベーション・コースト構想の重点分野（ロボット・ドローン、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、廃炉 、航空宇宙）について、 福島県浜通り地域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）に拠点が所在する法人格を有する以下の団体等

○ 本社・試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業
○ 国立研究開発法人である研究所、大学、高専
○ 農業協同組合その他の団体

※　福島県浜通り地域に実用化開発等を行う拠点のない企業であっても地元企業等との連携による申請が可能です。

○　**補助対象経費**

原則として、福島県浜通り地域において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化事業化に向けた取組が対象となります。

⑴【直接経費】
・調査設計費　・施設工事費（土地の取得造成費を除く）　・機械設備費　・人件費
・材料費等　・外注費　・委託費（直接経費の30%以下）　・その他の諸経費

⑵【間接経費】（１直接経費の５%以下）

補助率：大企業　１/２　　中小企業　２/３　　補助上限額：７億円

申込方法等の詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

福島県　産業創出課HP　http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/

★　**お問い合わせ先**

福島県　産業創出課　☎　024-521-7283

再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業【県補助】

○　**内容**

　県内の民間企業等が東日本大震災後に新たに研究開発を進めてきた再生可能エネルギー関連技術について、その事業化・実用化のための実証研究事業に対し、その経費の一部を補助する。

○　**対象となる方**

県内に事務所を有する企業、技術研究組合、大学等の法人

○　**要件**

⑴　法人（共同申請の場合は幹事法人）が県内に事務所又は事業所を有すること。
⑵　研究開発事業の大宗を県内において実施するものであること。
⑶　技術開発の成果について、県内での製造につなげるなど事業化を計画していること。
⑷　当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、体制、人員等を有していること。

○　**支援内容**

補助対象経費：人件費、施設工事費、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費等
補助率：補助対象経費の２/３以内　補助限度額：３億円以内

　詳細内容については、ホームページ等でご確認ください。

福島県　産業創出課HP　http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/

★　**お問い合わせ先**

福島県　産業創出課　☎　024-521-7283

産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助金【県補助】

○　**内容**

　県内の企業が、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所（以下「研究所」）と連携して研究開発を進めることにより、技術力を高め、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を一層促進する。

○　**対象となる方**

次の要件を満たす者
・県内に事業所を置く、法人格を有する事業者
・県内で「地域経済牽引事業計画（再生可能エネルギー等分野）」の承認を受けている事業者

○　**対象事業**

研究所と連携して行う次の技術分野に属する研究開発
・創エネルギー技術　・蓄エネルギー技術　・スマートコミュニティ関連技術

○　**支援内容**

〈補助対象経費〉
　備品費、消耗品費、旅費、報償費、外注費、通信運搬費、借料及び損料、補助員人件費
〈補助率〉　〈補助限度額〉
　補助対象経費の２/３以内　1,000万円

★　**お問い合わせ先**

福島県　産業創出課　☎　024-521-7283

海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発補助金【県補助】

○　**内容**

再生可能エネルギー利用及び循環型社会、低炭素社会実現に向け、再生可能エネルギー等技術に関連する、海外の研究機関、事業者又は大学等と連携した研究開発を促進すること目的して、県内事業者等に対補助金交付します。

○　**対象となる方**

次の要件を満たす者

・県内に事業所を置く、法人格を有する事業者

・県内で「地域経済牽引事業計画（再生可能エネルギー等分野）」の承認を受けている事業者

○　**対象事業**

海外研究機関等が持つ技術シーズ等を、自らが持つ技術シーズ等と組み合わせることにより、技術シーズ等の改良・開発することを目的とした海外研究機関等と連携して行う研究又は開発。

【技術分野】・創エネルギー　・IT関連技術　・蓄エネルギー技術　・省エネルギー技術

○　**支援内容**

〈補助対象経費〉

旅費、報償備品借料及び損消耗外注委託通信運搬費、展示会出料

〈補助率〉　〈補助限度額〉

補助対象経費の２/３以内　300万円

★　**お問い合わせ先**

福島県　産業創出課　☎　024-521-7283

最先端研究施設の貸出しと相談受付【産業技術総合研究所】

○　**内容**

幅広い分野の先端機器を備えた共用研究施設の貸出しや共用施設の利用等に関する技術相談を行っています。

○　**提供共用施設**

・先端ナノ計測施設（ANCF）

・超伝導アナログ・デジタルデバイス開発施設（CRAVITY）

・蓄電池基盤プラットフォーム（BRP）

・ナノプロセシング施設（NPF）

・先端バイオ計測施設（BIO）

・スーパークリーンルーム産学官連携研究棟（SCR）

・MEMS研究開発拠点(MEMS)

申込方法等の詳しい内容についてはホームページ等でご確認ください。

産総研　TIA推進センターHP　https://unit.aist.go.jp/tia-co/index.html

★　**お問い合わせ先**

国立研究開発法人産業技術総合研究所
TIA推進センター　プラットフォーム運営ユニット　共用施設ステーション
☎　029-861-3210　📠　029-861-3211　Eメール：tia-kyoyo-ml@aist.go.jp

戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）【国補助】

○　**内容**

中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

○　**対象となる方**

中小企業者を中心とした共同体であって、その構成員は日本国内で事業を営み、本社を置き、かつ、研究開発等を行うことが必要となります。

○　**令和２年度からの変更点**

・従前の申請要件となっていた「特定研究開発等計画」の認定又は「地域経済牽引事業計画」の認定が不要になりました。
・主たる研究棟実施期間（中小企業者）の付加価値額及び給与支給額の向上に関する目標値を設定していただく必要があります。

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

中小企業庁HP　https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html

★　**お問い合わせ先**

東北経済産業局　産業技術課
☎　022-221-4897

ロボット関連産業基盤強化事業費補助金【県補助】

○　**内容**

県内企業のロボット産業への参入を促進するため、ロボットの要素技術の開発や実証を行う事業者に対して必要経費補助します。

○　**対象となる方**

県内に以下のいずれかの所在がある企業
・本社　・試験・評価センター／研究開発拠点　・研究成果を用いた生産拠点

○　**対象事業**

ａ　ロボットの要素技術（※）の開発や実証試験等
ｂ　要素技術（※）を組み合わせたロボット開発
※要素技術の区分：「センサ」「知能・制御系」「駆動・構造系」「その他」

○　**支援内容**

〈補助対象経費〉
・旅費　・消耗品費　・機械設備費　・外注費　・人件費　・開発費　・その他
〈補助率〉
・中小企業　３／４　・大企業　２／３
〈補助対象事業費の上限〉
1000万円

★　**お問い合わせ先**

福島県　ロボット産業推進室　☎　024-521-8568

企業連携型医療機器開発・事業費補助金【県補助】

○　**内容**

医療関連産業を通じた地域経済の振興を図るため、医療機器を開発段階から事業化へ引き上げる支援として、「県内ものづくり中小企業」と「医療機器製造販売業者」を含む共同体が「ふくしま医療機器開発支援センター」を活用して医療機器の開発・事業化を推進する案件について、県内中小企業に対し、補助金を交付します。

○　**対象となる方**

共同体のうち、以下の要件の全てを満たす、県内ものづくり中小企業又は製造販売業者

⑴福島県内に立地する医療機器製造販売業者若しくは福島県内に本社又は 製造拠点を有するものづくり企業であること。

⑵中小企業基本法第２条に規定する中小企業であること。

⑶「地域経済牽引事業計画」（医療関連事業を含む）が承認された事業者であること。

⑷共同体において、主体的な役割を担う企業であること。

○　**支援内容**

〈補助対象経費〉

・謝金　・旅費　・事務経費　・消耗品費　・機械装置費　・外注費　・直接人件費
・委託費　・その他

〈補助率〉

２／３（開発・事業化テーマが健康課題解決やニーズへの対応に資する場合３／４まで）

〈補助上限額〉

1,000万円

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

次世代医療産業集積プロジェクトHP
https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/iryou-pj/index.php

★　**お問い合わせ先**

福島県　商工労働部　医療関連産業集積推進室
☎　024-521-7282

小規模事業者持続化補助金【国補助】

【一般型】

○　**内容**

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組みやこれと併せて行う業務効率化の取組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助します。

○　**対象となる事業**

経営計画に基づき、地道な販路開拓等のための取組み、または、販路開拓とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組み

○　**補助対象経費**

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

○　**補助率**

補助対象経費の2/3以内

○　**補助上限額**

・50万円
・100万円　　※　過去３ヶ年に特定創業支援事業を受け本市発行の確認書が必要となります。
・1,500万円　　※　複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業が対象となります。

▸　**「特例事業者」について**

下記記載の事業者のうち、個別の要件を満たす場合、上記の金額に50万円の上乗せがあります。

・屋内運動施設　・バー　・カラオケ　・ライブハウス　・接待を伴う飲食店

【事業再開枠】

○　**内容**

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組みを行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限度の感染防止対策を行う取組みに対して補助します。

○　**対象となる事業**

自らの事業が該当する業種別ガイドラインに基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組みであること。

※　「業種別ガイドライン」とは、業種（業界）ごとに感染拡大予防を行うために策定したガイドラインですが、これが策定されていない業種においても補助対象となります。

○　**補助対象経費**

⑭消毒費用、⑮マスク費用、⑯清掃費用、⑰飛沫対策費用、⑱歓喜費用、⑲その他衛生管理費用
⑳PR費用

○　**補助上限額（定額）**

・50万円　　※　特例事業者のみ、さらに50万円の上乗せがあります。
・1,000万円　※　複数の小規模事業者等が連携し取り組む共同事業が対象となります。

★　**お問い合わせ先**

いわき商工会議所	☎ 0246-25-9151	📠 0246-25-9155
いわき地区商工会広域連携協議会	☎ 0246-32-2900	📠 0246-32-2481

ふくしま小規模企業等いきいき支援事業【県補助】

○　**内容**

小規模企業者や商店街等の創意工夫ある取組みに対し、地域に密着した商工団体が、計画作りから事業実施後のフォローアップまで一体的な支援を行うとともに、取組みに必要な経費の一部を補助します。

○　**補助対象**

	小規模･中小企業枠	商店街枠
対象となる取組み	･円滑な事業承継 ･創業から3年以内の経営安定化 ･販路開拓及び生産性向上	商店街組織等が行う、 ･商店街機能の維持や高度化 ･買物困難者支援に向けた取組み
対象者	○小規模企業者、中小企業者等 ･会社及び会社に準ずる営利法人 ･個人事業主　など	○商店街組織等 ･商店街振興組合、振興組合連合会など ･事業協同組合等において組織された商店街組織　など
補助率等	〈補助率〉 補助対象経費の2/3以内 〈補助上限額〉 50万円　～　30万円	〈補助率〉 補助対象経費の2/3以内 〈補助上限額〉 150　～　100万円

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

福島県　商業まちづくり課HP　https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/

★　**お問い合わせ先**

○いわき商工会議所	☎ 25-9151	小名浜支所	☎ 53-5175
常磐支所	☎ 43-2757	勿来支所	☎ 63-6521
○四倉町商工会	☎ 32-2900	○好間町商工会	☎ 36-3133
○内郷商工会	☎ 26-1256	○小川町商工会	☎ 83-0133
○三和町商工会	☎ 86-2153	○遠野町商工会	☎ 89-2174
○田人町商工会	☎ 69-2520	○久之浜町商工会	☎ 82-3131

展示会・見本市出展支援【（公社）いわき産学官ネットワーク協会補助】

○　**内容**

市外で開催される見本市・展示会に出展する際の費用の一部を補助し、販路拡大を支援します。

○　**対象となる方**

いわき市を中心に事業を展開する事業者について公募・選定を実施します。

○　**対象経費**

販路拡大に資すると認められた事業であって、展示会・見本市への出店に要した出展料、旅費、展示品製作費、通信運搬費などの経費を補助。

※　１件あたり上限20万円、対象経費の１/２以内

詳しい内容については、ホームページ等をご確認ください。

いわき産学官ネットワーク協会HP：http://www.iwaki-sangakukan.com/

★　**お問い合わせ先**

公益社団法人いわき産学館ネットワーク協会事務局
☎　0246-21-7570　　0246-21-7571　　✉　iwaki-sangakukan@bz01.plala.or.jp

商談会等マッチング支援実施【いわき商工会議所、金融機関ほか】

○　**内容**

中小企業等の販路拡大に向け、市外企業との商談会の開催やコーディネーターによる支援などのマッチング支援を実施。

さまざまな組織で実施しておりますので、各機関等のホームページでご確認ください。

○　**実施支援組織（この他にも実施してる場合があります）**

・いわき商工会議所　　・東邦銀行　　・福島銀行　　・いわき信用組合　　など

★　**お問い合わせ先**

○いわき商工会議所　　☎　25-9151　　📠　25-9155
○市内の各金融機関

チャレンジふくしま中小企業上場支援事業【県補助】

○　**内容**

安定した 雇用の場の確保・創出する施策の一環として、県内の株式上場企業を増加させることを目的に株式上場を目指す県内の企業に対して、上場申請に向けた必要経費の一部を補助します。

○　**補助限度**

補助対象経費の１/２以内（補助上限500万円）

補助内容等の詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

福島県　商工総務課HP　　https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/

★　**お問い合わせ先**

福島県　商工総務課　　☎024-521-7270

海外販路開拓支援助成事業【県補助】

○　**内容**

海外における県産品の商談や販売促進活動、あるいは、新たな市場への販路開拓に取り組む会員に対して、その経費の一部を助成することにより今後の貿易振興を図ります。

○　**対象となる方**

福島県貿易促進協議会の企業会員又は個人会員

○　**支援内容**

⑴　海外における商談、販路促進活動経費の助成
⑵　輸出に取り組むため、展示会・見本市等に出展する費用を助成
⑶　認証・認定等の取得、新たな国・地域の法規制等への対応経費の助成

詳しい内容につきましては、県貿易促進協議会のホームページ等でご確認ください。

福島県貿易促進協議会HP　　http://www.f-bsk.com/

★　**お問い合わせ先**

福島県貿易促進協議会事務局（福島県　県産品振興戦略課内）
☎　024-521-7326　　📠　024-521-7888　　✉　trade@pref.fukushima.lg.jp

健康ビジネス創出支援事業（ヘルスケア・介護福祉機器開発支援事業）補助金【県補助】

○　**内容**

少子高齢化や社会保障費の急増などを背景に、急激な市場の拡大が見込まれているヘルスケア産業において、県内企業によるヘルスケア製品、介護・福祉機器等の開発・事業化を支援するため、介護・福祉機器等の開発を行う県内企業に対して補助金を交付します。

○　**対象となる方**

患者、要支援・要介護者の生活を支援する、また、介護者等の負担を軽減する機器及びシステムの製品開発等に取り組む県内企業。

※県内に工場や事務所等を有する県外企業を含む。

○　**支援内容**

〈補助率〉　　〈補助限度額〉

中小企業・小規模企業　２／３　　大企業　１／２　　400万円

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

次世代医療産業集積プロジェクトHP
https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/iryou-pj/index.php

★　**お問い合わせ先**

福島県　商工労働部　医療関連産業集積推進室
☎　024-521-7282

航空宇宙関連産業集積推進補助金【県補助】

○　**内容**

県内企業の航空宇宙関連産業への新規参入及び取引拡大を支援するため、認証取得に係る経費及び国際展示会出展経費等に対し、補助金を交付します。

○　**対象となる方**

補助対象事業に取り組む県内企業（地域未来投資促進法に基づく事業計画の承認が必要）

※「県内企業」とは、福島県内に企業活動の拠点を有する製造業者とする。

○　**支援内容**

	事業･経費	補助率	補助限度額
認証取得	JISQ9100	1/2以内	100万円
	Nadcap		300万円
	認証取得に向けた研究活動		50万円
取引拡大	国際展示会出展費用、一貫生産に向けた企業間連携による試作品等作成に関する経費等	1/2以内	100万円
	航空宇宙関連産業における取引拡大に向けた機械設備導入		1,000万円
	技術力向上等のためのコンサルタントとの契約に係る経費		500万円
人材育成	県外で実施される当該産業のセミナー受講料	1/2以内	50万円

※ただし、イノベーションコースト構想への貢献が認められる場合、補助率２／３以内

★　**お問い合わせ先**

福島県　企業立地課　☎　024-521-7280

いわき市小規模修繕契約希望登録制度【市制度】

○　**内容**

本制度は、内容が軽易で履行の確保が容易な修繕（設計金額50 万円以下、物品の修繕を除く）を市が発注する際、「いわき市小規模修繕契約希望者登録名簿」に登録いただいた方を選定の対象とするものです。

○　**対象となる方**

いわき市に本店又は住所を有する方であって、次に掲げる者に該当しない者（例）

・いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52 年３月28 日制定。）第４条第４項に規定する入札参加有資格者名簿（建設工事に係るものに限る）に登録されている者

・法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者

・法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者　など　　（※他にも要件はありますのでホームページ等でご確認ください。）

○　**対象業務**

物品の修繕を除く内容が軽易で履行の確保が容易な修繕（設計金額50万円以下）

○　**登録可能な修繕の種類**

登録可能な修繕27種類のうち、自らが施工できるものについて選択してください。

★　**お問い合わせ先**

いわき市　契約課　　☎　0246-22-7419　　FAX　0246-22-1251
✉　keiyaku@city.iwaki.lg.jp

小名浜港コンテナ利用促進助成【福島県小名浜港利用促進協議会補助】

○　**内容**

小名浜港のコンテナ航路を利用して貨物の輸出及び輸入を行った荷主に対して、コンテナ輸送に係る費用の一部を助成します。

○　**助成区分**

助成区分	助成区分
新規利用荷主	小名浜港のコンテナ航路を利用したことがない荷主で、助成対象期間に新たに利用した荷主
新規利用大口荷主	小名浜港のコンテナ航路を利用したことがない荷主で、助成対象期間に新たに200TEUを超えて利用した荷主
継続利用荷主	助成対象期間に小名浜港のコンテナ航路を利用した荷主
継続利用拡大荷主	助成対象期間に小名浜港のコンテナ航路を利用し、前年度の実績と比較して100TEU以上増加させた荷主

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。
福島県小名浜港利用促進協議会事務局HP　　https://www.o-minato.com/

★　**お問い合わせ先**

福島県小名浜港利用促進協議会事務局（いわき市　工業・港湾課）
☎　0246-22-1162

TPP販路拡大支援事業【県補助】

○　**内容**

TPP協定交渉参加国への販路拡大等の支援を目的として、工業製品関連の商談会等へ出展する中小企業者に対して経費の一部を補助します。

○　**対象となる方**

⑴　製造業を営む者（食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除く）
⑵　県内に事務所又は事業所を有する者
⑶　県税に未納がない者

○　**支援内容**

補助対象経費：出展料、通訳雇用費、出品物の輸送費
補助限度額：１社あたり１回を限度に最大30万円（県予算の範囲内）

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。
福島県　商工総務課HP　https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/

★　**お問い合わせ先**

福島県　商工総務課　☎　024-521-7270

工業製品・加工食品の放射線測定【県・市制度】

■　**工業製品等の放射線測定**

出荷前の工業製品等の放射性物質による表面汚染の検査を当分の間手数料無料で実施します。

○　**対象となる方**

市内企業の方

★　**お問い合わせ先**

いわき市　環境監視センター
☎　0246-54-1585　📠　0246-54-5462　✉　kankyokanshi-c@city.iwaki.lg.jp

■　**加工食品放射性物質測定**

食品加工業者の方を対象に加工食品の放射性物質測定を手数料無料で実施します。

○　**対象となる方**

市内（県内）企業の方

★　**お問い合わせ先**

福島県ハイテクプラザ　☎　024-959-1911
いわき商工会議所　☎　0246-35-6242（NPO法人　いわき環境システム）

四倉町商工会	☎　32-2900	好間町商工会	☎　36-3133
内郷商工会	☎　26-1256	小川町商工会	☎　83-0133
三和町商工会	☎　86-2153	遠野町商工会	☎　89-2174
田人町商工会	☎　69-2520	久之浜町商工会	☎　82-3131

中小企業支援に係る経営相談窓口【県、いわき商工会議所、いわき地区商工会広域連携協議会等】

■　福島県

○　福島県経営支援プラザ

福島県経営支援プラザ（（公財）県産業振興センター）において、県内中小企業の皆様の新しいビジネスや経営革新への取組み等、経営上の課題の解決に向け、専門家の派遣など、相談窓口の専門スタッフが総合的にサポートします。

公益財団法人　福島県産業振興センター　経営支援課
☎　024-525-4039　　HP　https://www.utsukushima.net/

○　福島県よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者の困難な経営課題を解決するために、中小企業支援に優れた能力・実績等を有するコーディネータ及びサブコーディネータが専門的な助言や専門家の紹介等を行います。相談は無料で受けることができます。

福島県よろず支援拠点
☎　024-954-4161　　HP　https://f-yorozu.jp/

○　福島県経営改善支援センター

経営改善計画策定に関する支援を受けることができます。計画策定費用の支援金額の上限金額の違いや対象となる方の状況により２種類の制度があるため、どちらかを選択したうえで、中小企業再生支援協議会に設置した経営改善支援センターに相談・申込みをしていただきます。

福島県経営改善支援センター
☎　024-573-2563　　HP　https://www.utsukushima.net/kaizen/

■　いわき商工会議所

地域で努力する中小企業の経営改善を図るため、マル経融資や行政機関の低金利で有利な各種金融制度の斡旋、年末調整・確定申告、日々の記帳、事業拡大、販路開拓、商品開発、企業PRなど、経営に関する各種支援を行っています。

いわき商工会議所　☎　0246-25-9152　　HP　http://www.iwakicci.or.jp/
小名浜支所　☎　0246-53-5175　　常磐支所　☎　0246-43-2757
勿来支所　☎　0246-63-6521

■　いわき地区商工会広域連携協議会

商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資するため、創業支援、経営支援、金融支援、税務・経理支援、事業承継などの支援を行っています。

いわき地区商工会広域連携協議会
☎　0246-32-2900　　HP　http://iwakikoiki.com/sanpin/

■　地元金融機関

ひまわり信用金庫、いわき信用組合でも、経営に関する支援（相談会の開催等）を行っております。

いわき市商工業活性化事業補助【市補助】

○ **内容**

市内の商工団体等が商工業の活性化のために行うイベント、調査・研究、人材育成等の事業を実施する場合の費用の一部を補助します。

○ **対象となる方**

商工会議所、商工会、組合、商店連合会、商店会、その他の商工団体、NPO、まちづくり会社

○ **補助内容**

区分	補助率	補助限度額	補助期間
商店街の活性化に資するためのイベント事業	補助対象経費の1/2以内	100万円	3年以内
商工業の近代化又は活性化に資するための調査、研究及び計画の策定事業		100万円	2年以内
技術の向上又は経営の改善を目的とした人財の育成事業		50万円	単年度
商店街のシンボルマーク、紹介マップ等の作成及び普及、その他のイメージアップに資する事業		100万円	2年以内
津波被災地域の早期の復興・発展を目的として実施する事業	補助対象経費の2/3以内	100万円	必要と認められる期間

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

いわき市　商業労政課　　HP　http://www.city.iwaki.lg.jp/www/job/1441963515745/index.html

★ **お問い合わせ先**

いわき市　商業労政課
☎　0246-22-7476　　0246-21-0892　　✉　shogyorosei@city.iwaki.lg.jp

いわき市商店街街路灯維持補修事業【市補助】

○ **内容**

市内の商店街等が設置している街路灯の修繕やLEDへ改修を行う場合の費用の一部を補助します。

○ **対象となる方**

市内の商店会等

○ **補助対象**

補助対象	補助率	補助上限額
修繕	1/2以内	2つをあわせて1団体あたり50万円
塗装		
環境対応型街路灯への改修	2/3以内	1団体当たり100万円

★ **お問い合わせ先**

いわき市　商業労政課
☎　0246-22-7476　　0246-21-0892　　✉　shogyorosei@city.iwaki.lg.jp

いわき市津波被災地域企業等立地奨励金【市補助】

○　**対象となる方**
津波被災地域内（※）で事業所を新設又は増設し、事業を行う事業者（風俗業等を除く）
※本市の震災復興土地区画整理事業区域及び防災集団移転促進事業移転促進区域

○　**交付要件等**

区分	交付要件		交付額等		
	投下固定資産	従業員数	対象経費	交付率	限度額
中小企業等	100万円(内装のみ50万円)以上	1人以上	投下固定資産総額	5%	5億円
大企業	2,700万円(内装のみ100万円)以上	5人以上		3%	

★　**お問い合わせ先**

【小売・卸売業・サービス業の場合】
いわき市　商業労政課
☎　0246-22-7476　　0246-21-0892　　✉　shogyorosei@city.iwaki.lg.jp

【製造業・その他の業種の場合】
いわき市　工業・港湾課
☎　0246-22-1142　　0246-22-7582　　✉　kogyo-kowan@city.iwaki.lg.jp

いわき市工場等立地奨励金【市補助】

○　**対象となる方・企業**
本位に工場等を立地する場合に工場等の新設や設備増設、雇用創出を図るなどした場合で一定の条件を満たした事業者。
⑴　製造業
⑵　旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種

○　**交付区分**
⑴　新・増設奨励金
〈対象経費〉「建物」「設備」取得価額
〈交付率〉５％　　〈交付限度額〉１～５億円

⑵　特定新設奨励金
〈対象経費〉「土地」「建物」「設備」取得価額
〈交付率〉「土地」30%「建物」「設備」10%　　〈交付限度額〉１～５億円

詳しい内容については、市のホームページ等でご確認ください。

いわき市　立地優遇制度HP
http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002878/index.html

★　**お問い合わせ先**

いわき市　工業・港湾課
☎　0246-22-1142　　0246-22-7582　　✉　kogyo-kowan@city.iwaki.lg.jp

いわき市本社機能移転等事業者奨励金【市補助】

○　**対象となる方**

　福島県の地域再生計画に基づき、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受け、市内に本社機能を移転又は拡充する事業所を対象としております。
※本社機能の新増設、賃貸借又は用途変更が行われ、それに伴う増加従業員が大企業の場合５人以上、中小企業の場合２人以上必要となります。

○　**補助内容**

- 従業員１人につき200万円/年（３年間で600万円）
- 限度額なし

詳しい内容については、市のホームページ等でご確認ください。

いわき市本社機能移転等事業者奨励金　HP
http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1490876857343/index.html

★　**お問い合わせ先**

いわき市　工業・港湾課
☎　0246-22-1142　　0246-22-7582　　✉　kogyo-kowan@city.iwaki.lg.jp

中小企業等復旧・復興支援事業補助金【県補助】
（空き工場　・空き店舗等による事業再開支援事業を申請する中小企業者等）

○　**対象となる方**

　津波により全壊又は半壊し、区画整理事業等が遅れ、いまだ移転できずに県内で空き店舗等を借りて仮操業する中小企業等。

○　**補助対象経費**

- 空き工場・愛店舗等を借り上げるための費用（土地及び建物）
- 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用
- 空き工場・空き店舗等の改装費
- 大体設備の借り上げ費用

○　**補助率**

全壊の事業者　―　３/４以内　　半壊の事業者　―　１/２以内

詳しい内容については、県のホームページ等でご確認ください。

中小企業等復旧・復興支援事業HP
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/kentanhojo2020.html

★　**お問い合わせ先**

福島県　商工労働部
☎　024-521-7882（製造業・建設業）
☎　024-521-7299（卸売・小売業、サービス業他）

工業系未利用地・空き工場等物件の情報発信

○　**内容**

本市への立地希望者のニーズと物件情報とのマッチングを強化し、企業誘致を促進させるため、市のホームページにより、工業系未利用地や空き工場等についての情報を発信しています。

○　**情報提供の内容**

⑴土地、建物（事務所、工場等）の区分　⑵物件の所在　⑶地目、地積又は延べ面積等
⑷土地、賃貸の区分　⑸都市計画上の用途地域、建蔽率、容積率
⑹所有者又は仲介不動産会社名および連絡先　⑺物件の写真

○　**情報提供の募集**

市では、ホームページで情報提供が可能な工業系未利用地の情報を募集しています。

ご希望の際は、工業系未利用地・空き工場等物件の紹介ページより、申込書をダウンロードのうえ、必要事項を記載し、市工業・港湾課まで直接持参していただくか、郵送にて送付してください。

工業系未利用地・空き工場等物件紹介HP
http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1463984669841/index.html

なお、県による空き工場等の情報発信につきましては、福島県庁企業立地課 024-521-7961までお問い合わせください。

★　**お問い合わせ先**

いわき市　工業・港湾課
☎　0246-22-1142　　0246-22-7582　　✉　kogyo-kowan@city.iwaki.lg.jp

福島県産ロボット導入支援助成金【県補助】

○　**内容**

福島県産ロボットの導入促進を図るため、福島県内で製造又は開発されたロボットについて、導入費の一部を助成。

○　**補助の対象**

〈対象となる方〉
県内外の法人（公共機関も含む）又は個人事業主
〈ロボットの要件〉
県内で製造若しくは開発されたロボット又は県内で自らの事業活動のために活用することを目的として導入するロボット

〈補助率〉	〈補助上限額〉
１/２以内	1500万円以内

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

福島ロボットテストフィールドHP　http://www.fipo.or.jp/robot/

★　**お問い合わせ先**

公益財団法人　福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド　事業部　連携課
☎　0244-25-2474　　0244-25-2479　　✉　robot2@fipo.or.jp

機械設備類の貸与制度

○　**内容**
　機械設備類を福島県産業振興センターが購入し、その代金を分割又は一定のリース料でお支払いしていただく割賦販売、ファイナンスリースの制度です。

○　**対象となる方**
県内に事業所、工場等を有している中小企業者・組合

○　**対象となる設備**
経営基盤の強化又は生産技術の向上に寄与すると認められる設備又はプログラム

○　**貸与の条件**
〈限度額〉50万円～１億円　　〈期間〉３年～10年以内

その他の詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

機械設備類貸与制度HP　https://www.utsukushima.net/support/fund/lending.html

★　**お問い合わせ先**

公益財団法人　福島県産業振興センター
☎　024-525-4075　　📠　024-525-4079

ICTオフィス立地促進事業費補助金【県補助】

○　**対象となる方**
　県内に事業所等を新設するICT企業等であって、「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者に対し、事業所設置に係る運営費や初期費用に対する補助金を交付。

○　**対象事業所**
- ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業の用に供される施設
- インターネット附随サービス業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業など
- 映像情報制作・配給業、音声情報制作業、出版業、広告制作業を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設

○　**支援内容**
⑴　運営費　：対象経費の１/２以内、100万円を上限として最大３年間補助
⑵　初期費用：対象経費の１/２以内、300万円を上限として１回限り補助
　　本社機能移転の場合は上限を500万円に増額補助

詳しい内容については、県のホームページ等でご確認ください。

ＩＣＴオフィス立地促進事業費補助金（運営費・初期費用補助）HP
http://www4.pref.fukushima.jp/investment/incentive/013/

★　**お問い合わせ先**

福島県　企業立地課　　☎　024-521-7916

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業【県補助】

○ **対象となる方**

⑴　警戒区域等が見直された地域から県内の他地域へ移転し事業を再開する事業者（一般枠）
⑵　津波浸水地域内の事業者（一般枠）
⑶　警戒区域等が見直された地域に帰還して事業を再開する事業者（特別枠）

○ **要件**

⑴　複数の中小企業等から構成される集団（中小企業等グループ）であること。
⑵　サプライチェーン型、経済・雇用効果大型、基幹産業型、商店街型のいずれかの機能を有し、当該グループ構成員が、東日本大震災等により事業所の全部又は一部に甚大な被害があるなどグループ機能に重大な支障が生じていること。
⑶　当該グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること。

○ **補助内容**

＜補助対象経費＞
　東日本大震災等で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うために不可欠な県内の施設及び設備の復旧・整備、新分野事業の実施、共同店舗の新設等及びこれらに付随する環境整備、イベント開催に要する経費。

＜補助率＞
　中小企業者　　：　補助対象経費の３／４以内

★ **お問い合わせ先**

福島県　経営金融課　　☎　024-521-8406

復興特区支援利子補給金【国制度】

○ **対象事業**　次の事業のうち、復興推進計画の目標を達成するうえで中核となるもの。

⑴　疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業
⑵　農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
⑶　エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業
⑷　地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業
⑸　新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの
⑹　地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの
⑺　貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業
⑻　情報通信基盤の整備等に関する事業
⑼　地域における公共交通機関の整備等に関する事業
※それぞれの事業について、中核であると判断されるための個別要件があります。

詳しい内容については、国のホームページ等でご確認ください。

復興特区支援利子補給金HP
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/20191114110648.html

★ **お問い合わせ先**

福島復興局　特区班　　☎　024-522-8519

ふくしま産業復興投資促進特区制度【国制度】

○　**内容**

いわき市の事業活動の早急な回復と投資促進・雇用創出を図るため、いわき市内の復興産業集積区域内で、特区に掲げる事業を行う事業者に対し、事業用の設備等を新たに取得したり、震災で被災された方を雇用した（又は雇用している）場合等の税制の特例措置を適用します。
※　市は認定書を交付します。

○　**対象となる方**

次の要件を全て満たす事業者が対象となります。
⑴　復興産業集積区域内において
⑵　集積を目指すとされた業種のうち（※）
⑶　「ふくしま産業復興投資促進特区」に掲げられた事業を行う法人又は個人事業者

※　対象業種について
製造業、電気・ガス・熱供給・水道事業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、学術研究・専門技術サービス、その他サービス業などのうち、指定された分類の業種

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

いわき市　ふくしま産業復興投資促進特区制度HP
http://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1445395421210/index.html

★　**お問い合わせ先**

いわき市　産業創出課　特区担当者
☎　0246-22-1244　　FAX　0246-22-1198

サンシャイン観光推進特区制度【国制度】

○　**内容**

いわき市の基幹産業の一つである観光産業の早期復興のため、いわき市内の復興産業集積区域において、業種等の要件を満たす法人や個人事業者の方が、事業用の設備等を新たに取得したり、震災で被災された方を雇用した又は雇用している場合に税制上の特例措置を適用します。
※　市は認定書を交付します。

○　**対象となる方**

次の要件を全て満たす事業者が対象となります。
⑴　復興産業集積区域内において
⑵　集積を目指すとされた業種のうち（※）
⑶　いわき市を訪れる観光客等に対するサービスや地場産品等の提供など、「いわき市の観光振興に資する事業」を行う法人又は個人事業者

※　対象業種について
○直接的に観光に関連する業種の例：宿泊業、温泉浴場業、旅行業など
○間接的に観光に関連する業種の例：飲食店、飲食料品小売業、広告業など

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

いわき市　サンシャイン観光推進特区制度HP
http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002647/index.html

★　**お問い合わせ先**

いわき市　観光交流課
☎　0246-22-1292　　FAX　0246-22-7581　　✉　kankokoryu@city.iwaki.lg.jp

津波被災地復興商業特区制度【国制度】

○　**内容**

東日本大震災の津波被災地における沿岸部の早期復興及び地域経済の活性化を図るため、震災復興土地区画整理事業区域において、業種等の要件を満たす法人や個人事業者の方が、事業用の建物等を新たに取得したり、震災で被災された方（※2）を雇用した（又は、雇用している）場合に、税制上の特例措置を適用します。　※市は認定書を交付します。

○　**対象となる方**

次の要件を全て満たす事業者が対象となります。

⑴　震災復興土地区画整理事業区域の「復興産業集積区域」又は「復興居住区域内」において

⑵　津波被災地の定住促進に資する次のいずれかの事業を行う法人又は個人事業者

・雇用機会の確保に寄与する事業（次の業種に限る）

小売業（一部を除く）、銀行業、協同組織金融業、不動産取引業、建築設計業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、学習塾、教養・技能教授業、医療業、老人福祉・介護事業、郵便局

・商業施設整備事業

・被災者向け優良賃貸住宅整備事業

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

いわき市　津波被災地復興商業特区HP
http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1471225041871/index.html

★　**お問い合わせ先**

いわき市　商業労政課
☎　0246-22-7476　　0246-21-0892　　shogyorosei@city.iwaki.lg.jp

IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）～通常枠【国制度】

○　**内容**

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売上拡大に資する簡易的なITツールの導入に対する補助を行います。

○　**対象となる方**

中小企業・小規模事業者等
※対象となる業種について、個別の定義があります。

○　**補助対象のITツール**

補助事業者の労働生産性向上に資する、⑴ソフトウェア（業務プロセス・業務環境）、⑵ソフトウェア（オプション）、⑶役務（付帯サービス）

○　**補助内容**

補助対象経費区分	**ソフトウェア費、導入関連費**
補助率	**１/２以内**
類型及び補助下限額・上限額	**A類型：30万円～150万円未満** **B類型：150万円～450万円以下**

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

IT導入補助金HP　https://www.it-hojo.jp/

★　**お問い合わせ先**

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局コールセンター　☎　0570-666-424

融資制度（運転資金・設備投資）【金融機関】

○ **対象となる方**
次の⑴～⑶のすべての要件を満たす方
⑴　市内で同一事業を１年以上継続して営んでおり、市税を完納している方
⑵　県信用保証協会の信用保証対象業種であり、中小企業信用保険法第２条第１項に該当する中小企業者であること
⑶　事業計画が妥当と認められること

○ **運転使途**
運転資金、設備資金

○ **限度額・期間**
3,000万円・10年以内（据置期間２年以内）

○ **保証人・担保**
必要に応じて徴収

○ **融資金利**
年2.20%以内

○ **保証料**
信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、
年0.32～1.33%までの９区分　　※　差率を市が補助（約30%）

○ **保証料率について**

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会が定める基本料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
利用者から徴収する利率	1.33%	1.23%	1.09%	0.95%	0.81%	0.70%	0.56%	0.42%	0.32%
市が補助する利率	0.57%	0.52%	0.46%	0.40%	0.34%	0.30%	0.24%	0.18%	0.13%

★ **お問い合わせ先**

市内の各金融機関

融資制度（不況・倒産関連対策）【金融機関】

○ **対象となる方**
次の⑴と⑵の要件を満たす企業
⑴　市内で同一事業を１年以上継続して営んでおり、市税を完納している中小企業信用保険法第２条第１項に該当する中小企業者で、信用保証対象業種に属し、次の①～④のいずれかに該当すること。
①　最近３ヶ月の売上高が前年同期に比べ、５%減少していること
②　最近３ヶ月の営業利益がマイナスになっていること
③　倒産企業に対する売掛債権等が30万円以上で、市長が倒産関連企業と認定したもの
④　中小企業信用保険法第２条第５項第５号（セーフティネット保証５号）の認定を受けたもの
⑵　事業計画が妥当と認められること

○ **運転使途**
運転資金、設備資金

○ **限度額・期間**
3,000万円・10年以内（据置期間１年以内）

○ **保証人・担保**
必要に応じて徴収

○ **融資金利**
年2.05%以内

○ **保証料**
信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、
年0.45～1.90%までの９区分　　※　市が全額補助

※　東日本大震災で影響を受けた事業者に対する県の融資「ふくしま復興特別資金」もあります。

★ **お問い合わせ先**

市内の各金融機関

融資制度（無担保無保証）【金融機関】

○ **対象となる方**
市内で同一事業を１年以上継続しており、信用保証対象業種で黒字決算であること、また、事業計画が妥当と認められる方。

○ **運転使途**
運転資金、設備資金

○ **限度額・期間**
1,000万円・５年以内（据置期間６ヶ月以内）

○ **保証人・担保**
必要なし

○ **融資金利**
年2.15%以内

○ **保証料**
年0.9%　※　借入者が前納し、後に市が全額補助

★ **お問い合わせ先**

市内の各金融機関

融資制度（東日本大震災被災企業支援）【県産業振興センター】

○ **対象となる方**
次の⑴～⑷のいずれかに該当する方
⑴　「中小企業等グループ施設等復旧整備補助」の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者
⑵　施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所
⑶　独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者
⑷　津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備事業：民設商業施設整備型）の交付決定を受けた者（被災中小企業者分に相当する範囲に限る）

○ **資金使途**

建物、構築物又は設備（原則として資産計上されるもの）の整備資金

○ **返済期間**
20年以内（据置期間５年以内）

○ **保証人**
法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要

○ **担保**
原則として貸付対象施設を担保として徴収（審査により追加担保が必要になる場合あり）

○ **融資金利**
無利子

○ **自己負担**
貸付対象経費の１%又は10万円のいずれか低い額

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。
福島県産業振興センターHP　https://www.utsukushima.net/

★ **お問い合わせ先**　公益財団法人福島県産業振興センター　☎　024-525-4075

中小企業等の二重債務に関する相談窓口【県産業復興相談センター、東日本大震災事業者再生支援機構】

○ **対象となる方**
東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた市内の中小企業者等の二重債務問題の相談窓口があります。

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。
福島県産業復興相談センターHP　https://www.utsukushima.net/fukko-soudan/index.html
東日本大震災事業者再生支援機構HP　http://www.shien-kiko.co.jp/

★ **お問い合わせ先**
福島県産業復興相談センター　☎　024-573-2561
東日本大震災事業者再生支援機構　☎　03-6268-0180

人財の確保と育成

就職面接会、合同企業説明会、地元企業見学会の開催

○　**内容**

UIJインターン促進のための企業説明会や情報発信、企業見学会など、さまざまな事業を実施します。

■　**合同就職面接会（いわき市就職ガイダンス）**

一般求職者、UIJターン希望者、大学等卒業予定者を対象とした合同説明会を開催します。東京方面から参加される方のため、東京～いわき間の往復無料バスを運行します。

※　2020年WEB開催

■　**地元企業見学会**

次年度に卒業予定の学生、及び保護者を対象とした合同説明会を開催します。東京方面から参加される方のため、東京～いわき間の往復無料バスを運行します。

※　詳しい内容につきましては、開催数か月前から市公式ホームページに掲載いたします。

■　**合同企業説明会**

次年度に卒業予定の学生、及び保護者を対象とした合同説明会を開催します。東京方面から参加される方のため、東京～いわき間の往復無料バスを運行します。

※　詳しい内容につきましては、開催数カ月前から市公式ホームページに掲載いたします。

★　**お問い合わせ先**

いわき市　商業労政課
☎　0246-22-7478　　0246-21-0892　　✉　shogyorosei@city.iwaki.lg.jp

就職応援サイトによる就職関連情報の発信

市が運営する就職応援サイトにより、市内企業情報、求人情報、就職イベント情報等の総合的な発信や各種支援制度の周知を行っています。

○　**発信している情報等**

・ホームページによる各種就労制度や就職関連情報等の発信
・登録している求職者や学生向けの合同企業説明化などの開催連絡メールの送信
・企業等と求職者等のマッチング（求職者の希望に合致した企業等の情報が登録された場合、求職者のメールアドレス宛にメールを送信することができます）

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。
いわき市就職応援サイトHP　https://i-shigoto.com/

★　**お問い合わせ先**

いわき市　商業労政課
☎　0246-22-7478　　0246-21-0892　　✉　shogyorosei@city.iwaki.lg.jp

未来につながる人財応援奨学金返還支援事業

○　**内容**

市内事業所等への就職を希望する大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学生、専修学校生に対する、奨学金返還支援のための補助を行っています。

○　**要件、返還支援額について**

要件、返還支援額等詳しい内容につきましては、ホームページ等でご確認ください。

いわき市教育委員会HP
http://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1000100000416/index.html

★　**お問い合わせ先**

いわき市教育委員会事務局　教育政策課
☎　0246-22-7540　　0246-22-7595　　✉　kyoikuseisaku@city.iwaki.lg.jp

ふくしま産業復興雇用支援助成金【県補助】

○　**内容**

被災地域である県内全域の安定的な雇用を創出するため、県指定の産業政策と一体となって被災求職者の雇入れに関する費用を助成します。

また、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した事業所に対して、県指定の産業政策と一体となって、新規に雇入れた労働者及びその他対象労働者への住宅支援費を助成します。

○　**補助内容**

	雇入れ費	住宅支援費
対象事業所	平成23年3月11日以降に県指定の産業政策で補助金又は融資を受け、設備投資を行った事業所のうち、令和2年度に初めて申請をする事業所 ※　被災15市町村に所在する事業所を除き、中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所に限ります。	A　平成23年3月11日以降に県指定の産業政策で補助金又は融資を受け、設備投資を行った事業所 B　令和2年4月1日以降に対象労働者のために①新たに住宅の賃借契約を締結、②住宅を追加して賃借契約を締結、又は③住宅手当を新規に導入、④既存の住宅手当の拡充のいずれかを実施すること
要件	①　県指定の補助金・融資を受けた後、原則として、令和2年度中に雇入れた被災求職者 ②　「無期雇用」又は「1年以上の有期雇用で更新可能なもの」であること ③　雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇入れた労働者であること	①　県指定の補助金・融資を受け、住宅支援の新しい取組を行った後、令和2年度中に雇入れた労働者 ②　雇入れ日及び基準日において、事業所の借り上げ住宅に居住、又は住宅手当の支給対象となっていること
支給額	最長3年間で1人あたり、 フルタイム労働者：最大120万円 短時間労働者：最大60万円 被災15市町村に所在する事業所の場合、 フルタイム労働者：最大225万円 短時間労働者：最大110万円 1事業所あたりの支給総額上限は2,000万円	最長3年間で、助成対象期間中に支出した助成対象経費の3/4 1事業所あたりの支給総額上限は1年間で240万円、3年間で720万円

★　**お問い合わせ先**

福島県　雇用労政課　助成金班
☎　024-521-7489　　024-521-7931

特定求職者雇用開発助成金【ハローワーク】

○　**内容**

震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して１年以上雇用（１年未満の有期契約を更新する場合も含む）することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

○　**対象となる方**

⑴　震災により離職された方（次の要件すべてに該当する方）
- 東日本大震災発生時に被災地域（本件の場合、全域）において就業していた方
- 震災後に離職し、その後安定した職業に就いたことのない方
- 震災により離職を余儀なくされた方

⑵　被災地域に居住する方（次の要件すべてに該当する方）
- 震災後、安定した職業に就いたことのない方
- 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

○　**支給額**

短期労働者以外　　50万円（大企業）、60万円（中小企業）
短期労働者　　30万円（大企業）、40万円（中小企業）
※　対象労働者を10人以上雇い入れ、１年以上継続雇用した場合、助成金の上乗せ（大企業50万円、中小企業60万円）を行います。

★　**お問い合わせ先**

最寄りのハローワーク　　☎　0246-23-1421（ハローワークいわき）

キャリアアップ助成金【ハローワーク】

○　**内容**

有期契約労働者、短期契約労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

○　**補助内容**

本助成金は次の７つのコースに区分されます。

⑴　正社員化コース　　⑵　賃金規定等改定コース　　⑶　健康診断制度コース

⑷　賃金規定等共通化コース　　⑸　諸手当制度共通化コース

⑹　選択的適用拡大導入時処遇改善コース　　⑺　短時間労働者労働時間延長コース

※　＜生産性要件＞を満たしている場合、助成額の割増があります。

詳しい内容につきましては、ホームページ等でご確認ください。

キャリアアップ助成金HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

★　**お問い合わせ先**

最寄りのハローワーク　　☎　0246-23-1421（ハローワークいわき）

わくわく地方生活実現政策パッケージ「福島県移住支援事業」【国・県・市】

○　**内容**

地域づくりや県内企業等の担い手の確保及び東京圏から本県への移住促進を図るため、東京23区に５年以上（移住直前10年間のうち、通算５年（うち直近連続１年）以上）、東京23区に在住または通勤している方が、福島県内の市町村へ移住し、「Ｆターンサイト」に求人情報を掲載する対象企業等に就業した場合に、国・福島県・市町村が共同で移住支援金を給付します。

※　いわき市が該当する、令和元年12月20日改正後の要件を掲載しています。

○　**要件**

Ⅰ　移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区に在住又は東京圏（※）に在住し、東京23区に通勤していたこと
- 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤していたこと
  ※　埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域

Ⅱ　移住先に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること

- 福島県内に転入したこと
- 移住支援事業を実施する市町村が規定する、支給対象となる移住日の始期以降に転入したこと
- 移住支援金の交付申請時において、居住地の市町村への転入後３ヶ月以上１年以内の期間であること
- 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から５年以上継続して居住する意思を有していること

Ⅲ　就業／起業に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること

- 福島県の就職マッチングサイト「Fターン」または他の道府県における同様のマッチングサイトに、移住支援金の対象として掲載された求人情報に応募し新規で採用され、かつ、求人企業に５年以上継続して勤務する意思があること
- 移住支援金の申請日以前の１年以内に福島県起業支援事業に係る起業支援金（地域課題解決型起業支援事業補助金）の交付決定を受けていること

○　**補助内容**

単身世帯の場合は最大60万円　　２人以上の世帯の場合は最大100万円

詳しい内容につきましては、ホームページ等でご確認ください。
福島県移住支援事業HP　http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/iju.html

★　**お問い合わせ先**

- 移住支援事業（移住支援金）に関すること
  福島県企画調整部地域振興課　☎　024-521-8023
- マッチングサイト（Fインターン）、移住支援金の対象法人等に関すること
  福島県商工労働部雇用労政課　☎　024-521-7290
- 起業支援事業に関すること
  福島県商工労働部産業創出課　☎　024-521-7283

福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金【県補助】

○　**内容**

県内中小製造業者が、県外から自らの企業の中核となる高度ものづくり人材を無期の正社員として新たに雇用し、その高度人材の雇用の効果として当該高度人材以外の正社員雇用が見込まれる場合、高度ものづくり人材の雇い入れに係る一部経費を助成します。

○　**対象となる方**

次の事項すべてに該当する方

⑴　公益財団法人福島産業振興センター内に開設する「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点」が委託を受けて実施する「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」により高度人材の確保を申し込んでいる者

⑵　福島県内に主たる事務所を有する中小企業

⑶　統計法に定める次の業を営む者

- 再生可能エネルギー関連産業　・　医療関連産業　・　ロボット関連産業
- 航空宇宙関連産業　・　輸送用機械・半導体関連産業

⑷　以下のすべてを満たす方

- 雇用保険適用事業者
- 厚生労働省及び本県が実施する雇用関係助成金について、不正受給をしていない者、もしくは不正受給をしてから３年を経過している者
- 労働保険料を滞納していない者
- 申請前日から過去１年間労働関係法令の違反を行っていない者
- 性風俗関連営業、接待を行う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていない者
- 消費税及び地方消費税、県税を滞納していない者
- 審査に必要な書類等を整備・保管し、県の検査に協力する者

○　**補助内容**

⑴　補助対象経費

県内の移動に伴う旅費、人件費（給与、賞与、超過勤務手当、通勤手当、役職手当等の諸手当、社会保険料のうち事業主負担分）

⑵　補助率

補助対象経費の１/２

⑶　補助限度額

新規に雇用される高度人材１人当たり150万円

⑷　補助対象期間

高度人材を無期として新規雇用を開始した日から決算して６ヶ月以内又は新規雇用を開始した日が属する年度の２月末のいずれか早い日

⑸　補助対象人数

１事業者につき２人まで

詳しい内容につきましては、ホームページ等でご確認ください。
福島県雇用労政課HP　https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/

★　**お問い合わせ先**

福島県　雇用労政課　☎　024-521-7290　FAX　024-521-7931

ふくしま中小企業等人材育成支援事業【県補助】

○　**内容**

　県内中小企業の社内人材育成体制の強化並びに社外研修の受講促進を図ることにより、県内中小企業等の企業力強化を支援します。

○　**対象となる方**

県内に本社、事業所等が所在する中小企業等

○　**支援内容**

⑴　伴走型支援

　県内中小企業等の人材育成に関する相談・課題調査・分析、企業ニーズに基づいた人材育成の計画作成、研修のマッチング等を伴走型で支援します。

⑵　研修情報ポータルサイトによる支援

　県内で開催される国、県、商工関係団体等の職業訓練・研修等の情報を一元化したポータルサイトを開設し、県内企業に情報を提供することで、企業の人材育成を支援します。

★　**お問い合わせ先**

福島県　産業人材育成課　☎　024-521-7300　📠　024-521-7932

経営者に対するセミナー等の実施【いわき商工会議所・金融機関】

○　**内容**

経営者が、経営能力を身に着け、磨き上げた目のセミナーや講演会を実施しています。

▶　**具体的事例：若手経営者の会（いわき信用組合）**

　会員といわき信用組合若手職員が参加し、テーマ講話や経営に関するグループディスカッションを実施。

いわきものづくり塾の開催【市・いわき商工会議所】

○　**内容**

　地域の強みを有する産業である「機械・金属産業」などの人材育成、地域内企業の技術力向上を図るための講座等を実施します。

○　**対象となる方**

市内の製造業に従事する方

○　**開講コース**

　「機械加工コース」、「材料工学コース」、「廃炉コース」、「再生可能エネルギーコース」などがあり、このほかにも工場見学等が実施されています。

★　**お問い合わせ先**

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事務局
☎　0246-21-7570　📠　0246-21-7571

いわき商工会議所
☎　0246-25-9151　📠　0246-25-9155

技能・技術養成訓練の実施

■　いわき共同高等職業訓練校

○　講座内容

建設関係などの事業所で働く方などを対象とし、必要な基礎知識や技能を習得するための講座を実施しています。

木造建築科（３年間）、建築設計科（２年間）、左官タイル施工科（３年間）

★　お問い合わせ先

いわき共同高等職業訓練校　☎　0246-36-2631

■　いわきコンピュータ・カレッジ

○　講座内容

業務を行う上で必要なWordやExcel、プログラミングなどのスキルを取得するための講座を実施しています。また、事業所単位の受託講座も実施しています。

★　お問い合わせ先

いわきコンピュータ・カレッジ　☎　0246-56-0711

■　福島県立テクノアカデミー

○　講座内容

・短期課程：第二種電気工事士（学科・実技）等の受験対策など83コース
・専門短期課程：第一種電気工事士（学科・実技）等の受験対策など45コース

★　お問い合わせ先

福島県立テクノアカデミー郡山　☎　024-944-1663

職業能力開発セミナーの実施【ポリテクセンターいわき】

○　内容

在職者・求職者を対象とした、業務に必要な技術・知識等のレベルアップを図るためのセミナー・訓練を実施します。

○　セミナーの内容

共通、機械系、電気・電子系、居住系の種類に応じて様々なコースがあります。

★　お問い合わせ先

ポリテクセンター福島
（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　福島支部
福島職業能力開発促進センター）
☎　0246-26-1231（ポリテクセンターいわき）

ものづくりマイスター・ITマスターの派遣【福島県職業能力開発協会】

○　内容

製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」や情報処理関連の優れた技能を有する「ITマスター」が、実践的な指導を行い、若年技能者のスキルアップを支援します。

［ものづくりマイスター］機械加工、鉄工、電子・電気機器組立など36職種
［ITマスター］ウェブデザイン、ITネットワークシステム管理など４職種

★　お問い合わせ先

福島県職業能力開発協会　☎　024-522-3677

○　いわき市労働福祉会館

★　施設概要

市内で働く勤労者の福祉の増進と文化の向上を図ることを目的とした市の施設です。
一般財団法人いわき市労働者福祉サービスセンターにより、施設の管理運営、面談や電話等での労働相談の受付、弁護士による法律相談会を行っています。

★　アクセス

HP：http://www.happywork-iwaki.com/kaikan.html

住所：いわき市平字堂ノ前22番地
☎：0246-24-2511

○　いわき市労働者福祉サービスセンター（ハッピーワークいわき）

★　組織概要

市内で働く勤労者の福利厚生の充実を図ることを目的とした互助会です。
中小企業勤務者の方が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるよう、総合的な福利厚生事業を提供します。

★　加入条件

市内の中小企業等（事務所・病院・工場・商店など）にお勤めの方及び事業主の方

★　事業内容

福利厚生事業、共済給付事業、健康増進事業

★　アクセス

HP：http://www.happywork-iwaki.com/

住所：いわき市平字堂ノ前22番地　いわき市労働福祉会館１階
☎：0246-35-6844

いわき市女性活躍推進企業認証制度【市制度】

○　**認証の要件等**

・常用雇用従業員数が300人以下の市内に本社・支店等を有する事業所、公益法人及び個人事業主
・関係法令遵守のための就業規則等の整備（必須）
・以下から複数の項目を満たしている場合（いくつかの取組から選択）
　育児介護休業法に関する法を上回る制度の整備、女性の活躍推進に関する取組、
　仕事と家庭の両立支援に関する取組、男女共同参画センターが指定する講座の受講　など

○　**認証によるインセンティヴ**

・認証書・認証プレートの交付　・市広報紙や公式ホームページ、「Wing」での紹介
・日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援基金」の利用が可能　など

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

市HP：http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1595385567907/index.html

★　**お問い合わせ先**

いわき市　商業労政課
☎　0246-22-7478　　0246-21-0892　✉　shogyorosei@city.iwaki.lg.jp

職場環境づくりや働き方改革に対する支援【県補助】

■　**働きやすい環境づくり推進助成金**

企業における働きやすい職場環境づくりを推進するため、福島県次世代育成支援企業認証を取得している企業で、次のいずれかに該当する場合、助成金を交付します。

⑴　働きやすい職場環境づくり事業
　「働く女性応援」中小企業認証又は「仕事と生活の調和」推進企業認証を取得している企業
⑵　人材育成事業
　「働く女性応援」中小企業認証を取得している企業
⑶　社内の労働環境整備事業
　「働く女性応援」中小企業認証を取得しており、認証要件を３つ以上該当している企業。

■　**働き方改革支援事業各種奨励金**

男性の仕事を優先するライフスタイルの見直しを進め、男性にも育児への参加 を促進している企業や、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりに取り組む企業で、次の要件を満たす場合、奨励金を交付します。

⑴　男性の育児休業の取得促進
　７日以上取得し原職等に復職していること
⑵　所定外労働の削減
　取組期間（３か月間）における平均所定外労働時間数を過去２年間と比較して15時間以上削減させること
⑶　年次有給休暇の取得促進
　取組期間（３か月間）における年次有給休暇の平均取得日数を過去２年間の同時期と比較して３日以上増加させること　　など

★　**お問い合わせ先**

福島県　雇用労政課
☎　024-521-7289　　024-521-7931

企業内子育て支援施設整備事業費補助金【県補助】

○　**内容**

企業が従業員の子どもを預かる子育て支援施設を整備することにより、安心して働き続けることができる環境を実現し、男女が共に働きやすい職場づくりを推進することを目的として、企業内保育所等を整備する企業に対して整備費を補助します。

○　**対象となる方**

⑴　企業内保育所整備事業

１型　内閣府が実施する企業主導型保育事業費整備補助金実施要綱第５の６に基づく企業主導型保育事業助成要領第２の４による助成の決定を受けた者

２型　単独で新たに企業内保育所を整備する者、または複数の企業等が合同で新たに企業内保育所を整備する場合の代表者

⑵　企業内キッズスペース整備事業

新たに企業内キッズスペースを整備する者

○　**支援内容**

⑴　企業内保育所整備事業

１型　ア常時雇用する労働者数が300人以下の企業　対象経費の4分の3以内（上限15,000千円）

イ　常時雇用する労働者数が301人以上の企業　対象経費の2分の1以内（上限10,000千円）

２型　ア利用定員6名以上のもの　対象経費の4分の3以内（上限3,750千円）

⑵　企業内キッズスペース整備事業

対象経費の4分の3以内（上限2,000千円）

★　**お問い合わせ先**

福島県　雇用労政課
☎　024-521-7289　　FAX　024-521-7931

職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進等への助成【国補助等】

■　**内閣府**

○　**企業主導型保育事業**

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行います。

企業主導型保育事業HP：https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/index.html

■　**厚生労働省**

○　**両立支援等助成金**

⑴　**出生時擁立支援コース（子育てパパ支援助成金）**

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

⑵　**介護離職防止支援コース**

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度の利用者が生じた中小企業事業主に支給します 。

⑶　**育児休業等支援コース**

「育休復帰支援 プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み 、育児休業を取得した労働者が生じた 中小企業事業主 に支給します 。

⑷　**再雇用者評価処遇コース（カムバック支援助成金）**

妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤または転居を伴う転職を理由とした退職者について、退職前の勤務を評価する再雇用制度を周知した上で 、再雇用の実績が生じた事業主に支給します 。

両立支援等助成金HP：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

若者の採用・育成等への支援【国制度】

ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度があります。

○　ユースエール認定企業のメリット

- 労働局・ハローワーク等で重点的にPR
- 就職面接会や企業説明会に認定企業が優先参加
- 自社の商品、広告塔に認定マークの使用が可能
- 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
- 日本政策金融公庫による低利融資
- 公共調達における加点評価

認証マーク

認定基準など、詳しい内容はホームページをご確認ください。

福島労働局　ユースエール認定制度HP：
https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/banner/ouenkigyoubana-/nintei.html

★　お問い合わせ先

福島労働局　職業安定部
職業安定課　若年者雇用対策係
☎　024-529-5396

建設業に対する支援【国、ハローワーク】

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を目指す中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度があります。

○　内容

・トライアル雇用助成金

⑴　若年・女性建設労働者トライアルコース

・人材確保等支援助成金

⑵　雇用管理制度助成コース（建設分野）（目標達成助成）
⑶　雇用管理制度助成コース（建設分野）（登録基幹技能者等の処遇向上支援助成）
⑷　若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主経費助成）
⑸　若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主団体経費助成）
⑹　若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（推進活動経費助成）
⑺　作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）
⑻　作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）
⑼　作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成）

・人材開発支援助成金

⑽　建設労働者認定訓練コース（経費助成）　⑾　建設労働者認定訓練コース（賃金助成）
⑿　建設労働者技能実習コース（経費助成）　⒀　建設労働者技能実習コース（賃金助成）

各コース等、詳しい内容につきましては厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

厚生労働省　建設事業主に対する助成金HP：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

新型コロナウイルス感染症
関係施策

持続化給付金【国補助】

○ **内容**

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

○ **主な要件**

⑴　2020年１月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

⑵　2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

⑶　法人の場合、資本金の額又は出資額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下であること。

○ **給付額**

法人：200万円　　個人事業者：100万円

※　ただし、昨年１年間の売上からの減少分を上限とします。

詳しい要件や手続きにつきましては、ホームページをご確認ください。

持続化給付金事務局HP：https://jizokuka-kyufu.go.jp/

※　令和２年９月１日以降の新規申請者対象のホームページとなっております。

★ **お問い合わせ先**

持続化給付金事業　コールセンター
８月31日までに申請済の方　：　0120-115-570（直通）　03-6831-0613（IP電話専用）
９月１日以降に申請される方　：　0120-279-292（直通）　03-6832-6631（IP電話専用）

IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）―特別枠―【国補助】

○ **内容**

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対し、「通常枠」よりも補助率を引き上げた「特別枠」を設け、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者によるIT導入等を支援します。

○ **対象となる方**

中小企業・小規模事業者等

※　対象となる業種について、個別の定義があります。

○ **補助対象のITツール**

ソフトウエア費、導入関連費、ハードウェアレンタル費

○ **補助内容**

補助率	2/3以内（C類型－１）又は3/4以内（C類型－２）
補助下限額・上限額	30万円　～　450万円

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

IT導入補助金HP　https://www.it-hojo.jp/

★ **お問い合わせ先**

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局コールセンター　☎　0570-666-424

持続化補助金【国補助】

【コロナ特別対応型】

○　内容

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む事業者への重点的な支援を図ります。

○　対象となる事業

Ａ：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと。

Ｂ：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと。

Ｃ：テレワーク環境の整備

従業員等がテレワークを実践できるような環境を整備すること。

○　補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

○　補助率

【コロナ特別対応型Ａ類型】　　補助対象経費の2/3以内
【コロナ特別対応型Ｂ・Ｃ類型】　補助対象経費の3/4以内

○　補助上限額

・50万円　　※　特例事業者のみ、さらに50万円の上乗せがあります。
・1,500万円　　※　複数の小規模事業者等が連携し取り組む共同事業が対象となります。

【事業再開枠】

○　内容

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組みを行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限度の感染防止対策を行う取組みに対して補助します。

○　対象となる事業

自らの事業が該当する業種別ガイドラインに基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組みであること。

※　「業種別ガイドライン」とは、業種（業界）ごとに感染拡大予防を行うために策定したガイドラインですが、これが策定されていない業種においても補助対象となります。

○　補助対象経費

⑭消毒費用、⑮マスク費用、⑯清掃費用、⑰飛沫対策費用、⑱歓喜費用、⑲その他衛生管理費用
⑳PR費用

○　補助上限額（定額）

・50万円　　※　特例事業者のみ、さらに50万円の上乗せがあります。
・1,000万円　　※　複数の小規模事業者等が連携し取り組む共同事業が対象となります。

★　お問い合わせ先

いわき商工会議所	☎	0246-25-9151	📠	0246-25-9155
いわき地区商工会広域連携協議会	☎	0246-32-2900	📠	0246-32-2481

新型コロナウイルス対策特別資金（福島県緊急経済対策資金）【県融資】

【有利子型】

○　**対象となる方**

県内に事業所を有する中小企業者であって、

⑴　新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、市町村長から**危機関連保証**（※）の認定を受けた者

要件　①　最近１ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少

②　その後２ヶ月を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少

⑵　新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、市町村長から**セーフティネット保証４号**（※）の認定を受けた者

要件　①　最近１ヶ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少

②　その後２ヶ月を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少

○　**融資条件**

融資限度額	運転資金、設備資金8,000万円以内（併用時は8,000万円限度）
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	固定　年1.5%以内
信用保証料	必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.5%（責任共有制度対象外100%保証）
担保/保証人	審査により必要となる場合あり
取扱期間	令和3年3月31日融資実行分まで （セーフティネット保証4号及び危機関連保証の取り扱いが終了次第、本資金の取り扱いも終了となります。）

【実質無利子型】

○　**対象となる方**

売上高等減少	利子補給	保証料
⑴　個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上	3年間 100%（国）	事業者負担ゼロ
⑵　小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上	3年間 100%（県）	事業者負担1/2
⑶　小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上	3年間 100%（国）	事業者負担ゼロ

○　**融資条件**

融資限度額	運転資金、設備資金4,000万円以内（併用時は4,000万円限度）
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）
融資利率	固定　年1.5%以内 ※　事業者の方がお支払いした利子相当分について、事後的にキャッシュバックを行うため、**当初3年間無利子**
信用保証料	必ず信用保証協会の保証付きとなります。 上記対象者⑴、⑶は全期間保証料ゼロ 上記対象者⑵は、全期間保証料1/2

★　**お問い合わせ先**

県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）【商工会】

○　**対象となる方**

商工会議所や商工会等の経営指導を受けている小規模事業者で推薦を受けた方であって、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により直近１ヶ月の売上が前年又は前々年の同期比で５％以上減少している方。

○　**融資条件**

融資限度額	通常の融資額　＋　別枠　1,000万円（運転資金、設備資金）
融資期間	運転資金：7年以内（据置3年以内） 設備資金：10年以内（据置4年以内）
融資利率	当初3年間：固定　年0.31％ 3年経過後：1.21％

★　**お問い合わせ先**

【金融機関】日本政策金融公庫　いわき支店　☎　0246-25-7251

【いわき商工会議所】本所　☎　0246-25-9151　／　小名浜支所　☎　0246-53-5175
常磐支所　☎　0246-43-2757　／　勿来支所　☎　0246-63-6521

【商工会】
内郷商工会　☎　0246-26-1256　／　四倉町商工会　☎　0246-32-2900
遠野町商工会　☎　0246-89-2174　／　小川町商工会　☎　0246-83-0133
好間町商工会　☎　0246-36-3133　／　三和町商工会　☎　0246-86-2153
田人町商工会　☎　0246-69-2520　／　久之浜町商工会　☎　0246-82-3131

いわき市新型コロナウイルス対策特別資金【市補助】

○　**内容**

福島県緊急経済対策特別資金（新型コロナウイルス対策特別資金）（※）を利用し、資金を借り受けた、市内に事業所を有する中小企業者等に利子補給と信用保証料補助を行います。

※　【実質無利子型】は本制度の対象外となります。
※　「小規模事業者経営改善資金融資制度」（マル経融資）は本制度の対象外となります。

○　**支援の内容**

【利子補給補助】
３年間で100万円まで補助

【信用保証料補助】
上限50万円で補助

○　**必要書類等**

市の専用様式：補助金等交付申請書、市税完納証明書、補助金等交付請求書　ほか
融資に係る書類：融資契約書の写し、返済予定表の写し、信用保証書等の写し　ほか

詳しい内容の確認や申請書等の入手は市ホームページをご利用ください。

いわき市新型コロナウイルス対策特別資金HP
http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1585017476294/index.html

★　**お問い合わせ先**

【融資の申込等】市内の銀行、信用金庫、信用組合
【補助の申請等】いわき市　産業創出課　☎　0246-22-1126

雇用調整助成金【国補助】

○　**内容**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用の維持を図った場合に支払った休業等手当金を助成します。

○　**特例措置の緊急対応期間**

令和２年４月１日から同年12月31日まで

※　令和２年１月24日から同年３月31日までの期間は以前の基準となります。

○　**判定基礎期間（解雇等をせず雇用維持に努める期間）**

令和２年１月24日から賃金締切期間の末日まで

○　**助成率（支払った休業等手当金に対して下記の割合を助成）**

【大企業】　　２/３、ただし解雇等をせず雇用を維持した場合は３/４
【中小企業】　　４/５、ただし解雇等をせず雇用を維持した場合は10/10
【小規模事業主】　４/５、ただし解雇等をせず雇用を維持した場合は10/10
※　いずれも、１日当たり15,000円が上限となります。

○　**追加支給**

令和２年６月12日付の特例措置において、同年４月１日に遡って上限額の引き上げと助成率の拡充が適用されます。

★　**お問い合わせ先**

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター　☎　0120-60-3999
ハローワークいわき　☎　0246-23-1421

家賃支援給付金【国補助】

○　**内容**

新型コロナウイルス感染症を契機とする５月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするための地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人である事業者に対して補助を行います。

○　**要件**

５月から12月の売上高について、次のいずれかに該当すること
①いずれか１ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること
②連続する３ヵ月の売上高が前年同期比で30%以上減少していること

○　**給付額**

【算定方法】
申請時の直近１ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の６倍

【補助上限額】
法人：600万円　　個人事業者：300万円

詳しい内容についてはホームページをご確認ください

家賃支援給付金HP：https://yachin-shien.go.jp/

★　**お問い合わせ先**

家賃支援給付金コールセンター　☎　0120-653-930

市税等における徴収猶予の特例制度【市制度】

○　**内容**

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、１年間、担保や延滞金が発生しない、市税等の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○　**対象となる方**

次のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者

①　新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月から納期限までの一定の期間において、事業等に係る収入が前年同期比で概ね20%以上減少していること。

②　一時的に納付し、または納入を行うことが困難であること。

○　**対象となる市税等**

令和２年２月１日から令和３年１月31日までに納期限が到来する市税等が対象となります。

※　猶予の申請は納期限までに行う必要があります。

○　**必要書類等**

①　申請書

②　財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）

③　財産目録、収支の明細書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）

※　その場で挙証資料の提出が難しい場合、口頭により確認させていただきます。

★　**お問い合わせ先**

いわき市　税務課	☎	0246-22-7422			
小名浜税務事務所	☎	0246-54-2111	勿来税務事務所	☎	0246-63-2111
常磐税務事務所	☎	0246-43-2111	内郷税務事務所	☎	0246-26-2111
四倉税務事務所	☎	0246-32-2113			

市税等における猶予制度【市制度】

○　**内容**

市税等を一時的に納付することができない場合、申請により、原則として１年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

徴収の猶予を受けようとする金額、期間によっては担保の提供が必要となる場合があり、また徴収猶予期間中の延滞金はその２分の１に相当する金額又は全部が免除の対象となります。

また、申請により、滞納処分による財産の換価を猶予することが認められる場合があります。

○　**対象となる方**

次のいずれかに該当する方

①　納税者又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

②　納税者の方が営む事業について、やむを得ず廃止又は休止した場合

③　納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合　など

○　**必要書類等**

①　申請書

②　財産目録

③　収支の明細書（猶予を受けようとする日前１年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類）

★　**お問い合わせ先**

いわき市　税務課	☎	0246-22-7422			
小名浜税務事務所	☎	0246-54-2111	勿来税務事務所	☎	0246-63-2111
常磐税務事務所	☎	0246-43-2111	内郷税務事務所	☎	0246-26-2111
四倉税務事務所	☎	0246-32-2113			

いわき産業創造館（LATOV ６階）の紹介

「いわき産業創造館」は、産業交流、産業支援、産業創造の機能を有するいわき市の施設です。
同施設は、公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会（以下、協会）が、市の指定管理者として管理しています。
協会は、当施設の貸館事業を行うほか、いわき地域内外の産学官のネットワークを活用して、企業の経営革新、新産業・新事業の創出、雇用などを支援しています。
また、事業者・研究機関・高等教育機関のニーズ・シーズ調査、事業者の皆さんの課題解決や新規事業化に向けたコーディネート活動等の取組みを行っておりますので、ご相談などありましたら、お気軽にご連絡ください。

★ **支援事業**

協会では、次のような中小企業等支援に向けたさまざまな事業を実施しております。

■創業・起業支援
■研究開発支援
■特許・知財、法務相談窓口等
■補助金・助成金の活用
■専門家派遣
■販路拡大支援
■人財育成支援

詳しい内容につきましては、協会のホームページ等でご確認ください。

ホームページ
http://www.iwaki-sangakukan.com/

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事務局
☎ 0246-21-7570　FAX 0246-21-7571
✉ iwaki- sangakukan@bz01.plala.or.jp

いわき産業創造館
(LATOV 6F)

JRいわき駅

室名称	面積（㎡）	基本的な仕様と設備	最大定員 ※注1
企画展示ホール	343（約100坪）	●吊物用バトン（耐荷重:各150kg／7.5m） ●吊物用バトン（耐荷重:各300kg／奥15m・手前10m） ●スクリーン（4:3標準／120インチ）リモコン式 ●スクリーン（16:9ワイド／250インチ）リモコン式 ●コンセント盤（20個・1口／20アンペア）×2 ●プロジェクター用コンセント口（RGB端子／床埋め込み） ●天井照明操作可能 ※2分割利用可能	300

企画展示ホール

セミナー室

室名称	面積（㎡）	基本的な仕様と設備	最大定員 ※注2
セミナー室	126（約38坪）	スクリーン（4:3標準／120インチ）リモコン式 机27台・椅子81脚　※2分割利用可能	110
会議室1	115（約34坪）	スクリーン（4:3標準／120インチ）リモコン式 机27台・椅子81脚	110
会議室2	41（約12坪）	スクリーン（4:3標準／120インチ）リモコン式 机6台・椅子18脚	30
IT研修室	97	スクリーン（4:3標準／120インチ）リモコン式 生徒用パソコン32台・講師用パソコン1台	33

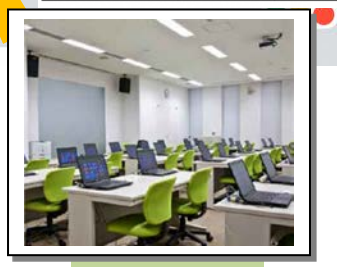

IT 研修室

インキュベートルームについては、
p２でも説明しています。

★支援機関について

このハンドブックでは、国・県・市や、さまざまな支援機関等の主な支援策を掲載していますが、関係組織のホームページ等を紹介していますので、そちらも参考にしてください（ホームページが廃止・変更され、リンクが切れている場合がありますのでご了承ください）。

関係組織（代表的なもの）　※ 電子版では、リンクが貼ってあります。

- ○ 中小企業庁　http://www.chusho.meti.go.jp/
- ○ 福島県　https://www.pref.fukushima.lg.jp/
- ○ いわき市　http://www.city.iwaki.lg.jp/
- ○ 福島県産業振興センター　http://www.utsukushima.net/
- ○ いわき産学官ネットワーク協会　http://www.iwaki-sangakukan.com/
- ○ いわき商工会議所　http://www.iwakicci.or.jp/
- ○ いわき地区商工会広域連携協議会　http://iwakikoiki.com/sanpin/
- ○ 福島県ハイテクプラザ　http://www4.pref.fukushima.jp/hightech/
- ○ ポリテクセンターいわき　http://www3.jeed.or.jp/fukushima/poly/iwaki
- ○ 福島県産業振興相談センター　http://www.utsukushima.net/fukko-soudan/
- ○ 福島知的財産支援センター（福島県発明協会）　http://www.fukushima-i.org/
- ○ 福島県技能振興センター　http://business2.plala.or.jp/fuvada/shinkoucorner.html
- ○ 産業技術総合研究所　http://www.aist.go.jp/
- ○ いわきリエゾンオフィス企業組合　http://www.iwaki-liaison.co.jp/
- ○ ふくしまチャレンジはじめっぺ　https://www.fukushima-challenge.org/
- ○ TATAKIAGE Japan　https://www.tatakiage.jp/
- ○ キックオフ　http://www.kickoffjapan.com/
- ○ 産業技術総合研究所　http://www.aist.go.jp/

■ 各金融機関

- ○ みずほ銀行　http://www.mizuhobank.co.jp/
- ○ 秋田銀行　https://www.akita-bank.co.jp/
- ○ 七十七銀行　https://www.77bank.co.jp/
- ○ 東邦銀行　http://www.tohobank.co.jp/
- ○ 常陽銀行　http://www.joyobank.co.jp/
- ○ 福島銀行　http://www.fukushimabank.co.jp/
- ○ 大東銀行　http://www.daitobank.co.jp/
- ○ ひまわり信用金庫　http://www.shinkin.co.jp/himawari/
- ○ あぶくま信用金庫　http://www.abukuma.co.jp/
- ○ いわき信用組合　http://www.iwaki-shinkumi.com/
- ○ 日本政策金融公庫　https://www.jfc.go.jp/

【制作】いわき市中小企業・小規模企業振興会議
事務局（いわき市 産業振興部 産業創出課）
☎ 0246-22-1126
✉sangyosoushutsu@city.iwaki.lg.jp